

令和 7 年 第 4 回定例会

# 新 地 町 議 会 会 議 錄

令和 7 年 9 月 5 日 開会

令和 7 年 9 月 19 日 閉会

新 地 町 議 会

## 令和7年第4回新地町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (9月5日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のための議場出席者	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
要望の報告	6
常任委員会所管事務調査等の報告	6
議案の報告上程	6
提案者の説明	6
質問第7号の質疑、採決	14
議案第31号の質疑、採決	15
議案第35号の質疑、討論、採決	16
監査委員の報告、質疑	17
決算審査特別委員会の設置	20
決算審査特別委員会正副委員長の選任	20
散 会	21

### 第 2 号 (9月17日)

議事日程	23
出席議員	24
欠席議員	24

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	24
職務のための議場出席者	24
開 議	25
一般質問	25
4番 寺 島 博 文 議員	25
6番 八 卷 秀 行 議員	33
5番 吉 田 博 議員	41
3番 牛 坂 毅 志 議員	52
散 会	59

#### 第 3 号 (9月18日)

議事日程	61
出席議員	62
欠席議員	62
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	62
職務のための議場出席者	62
開 議	63
一般質問	63
2番 村 上 勝 則 議員	63
10番 井 上 和 文 議員	67
散 会	80

#### 第 4 号 (9月19日)

議事日程	81
出席議員	82
欠席議員	82
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	82
職務のための議場出席者	82
開 議	83
議事日程の報告	83
議案第32号の質疑、討論、採決	83
議案第33号の質疑、討論、採決	83
議案第34号の質疑、討論、採決	84

議案第 36 号の質疑、討論、採決 .....	8 4
議案第 37 号の質疑、討論、採決 .....	8 5
議案第 38 号の質疑、討論、採決 .....	8 5
議案第 39 号の質疑、討論、採決 .....	8 6
議案第 40 号の質疑、討論、採決 .....	8 6
議案第 41 号～議案第 45 号の委員長報告、質疑、討論、採決 .....	8 7
議発第 3 号の上程、説明、質疑、採決 .....	8 9
議員派遣の件について .....	9 0
閉会中の継続審査の申し出 .....	9 0
閉会中の所管事務等調査の申し出 .....	9 1
町長の挨拶 .....	9 1
閉　　会 .....	9 2

新地町告示第7号

令和7年第4回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月18日

新地町長 大堀 武

1 期 日 令和7年9月5日

2 場 所 新地町議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員(11名)

1番	大	内	広	行	議員	2番	村	上	勝	則	議員
3番	牛	坂	毅	志	議員	4番	寺	島	博	文	議員
5番	吉	田		博	議員	6番	八	巻	秀	行	議員
8番	寺	島	浩	文	議員	9番	菊	地	正	文	議員
10番	井	上	和	文	議員	11番	水	戸	洋	一	議員
12番	遠	藤		満	議員						

不応招議員(1名)

7番 三 宅 信 幸 議員

# 第 4 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

## 令和7年第4回新地町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和7年9月5日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 要望の報告
- 第 5 常任委員会所管事務調査等の報告
- 第 6 議案の報告上程
- 第 7 提案者の説明
- 第 8 諮問第 7 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 第 9 議案第 31 号 新地町教育委員会委員の任命について
- 第 10 議案第 35 号 財産の取得（新地町立小中学校学習者用端末購入契約）について
- 第 11 議案第 41 号 令和6年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第 42 号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第 43 号 令和6年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第 44 号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第 45 号 令和6年度新地町下水道事業会計決算認定について

出席議員（11名）

1番	大	内	広	行	議員	2番	村	上	勝	則	議員
3番	牛	坂	毅	志	議員	4番	寺	島	博	文	議員
5番	吉	田	博	議員		6番	八	巻	秀	行	議員
8番	寺	島	浩	文	議員	9番	菊	地	正	文	議員
10番	井	上	和	文	議員	11番	水	戸	洋	一	議員
12番	遠	藤	満	議員							

欠席議員（1名）

7番 三宅信幸 議員

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	光
教育長	田晴	平
総務課長兼会計管理者	佐藤	志
企画政策課長	小野	彦
税務課長	中津川	樹
町民生活課長	岡田	健一
保健福祉課長	佐藤	茂文
産業振興課長兼農業委員会事務局長	加藤	二
都市建設課長	小野	好生
教育総務課長	木幡	枝
代表監査委員	横山	薰

---

職務のための議場出席者

事務局長	大堀	勝文
書記	千葉	奈菜
書記	荒	萌生

午前10時00分 開会

開会の宣告

○遠藤 満議長 ただいまから令和7年第4回新地町議会定例会を開会いたします。

---

開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名であります。

なお、7番、三宅信幸議員は欠席届が提出されておりますので、ご報告します。

---

議事日程の報告

○遠藤 満議長 次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

会議録署名議員の指名

○遠藤 満議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、

2番 村上勝則 議員及び

3番 牛坂毅志 議員

を指名いたします。

---

会期の決定

○遠藤 満議長 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日から9月19日までの15日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月19日までの15日間に決定しました。

---

諸般の報告

○遠藤 満議長 日程第3、諸般の報告については事務局長から報告させます。

大堀勝文事務局長。

○大堀勝文事務局長 ご報告申し上げます。

初めに、議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その2として、印刷してお手元に配付をいたしております。

## 令和7年9月定例会

次に、監査の結果の受理であります。一般会計及び特別会計の例月出納検査が令和6年度5月分及び令和7年度5月分、6月分、7月分について、下水道事業会計の例月出納検査が令和7年度5月分、6月分、7月分について並びに定期監査の実施結果の報告がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案の受理であります。諮問第7号及び議案第31号から議案第45号までの16件が提出されております。

また、令和6年度新地町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について及び新地スマートエナジー株式会社の経営状況についてが提出されておりますので、お手元に配付をいたしております。

次に、一般質問の通告の受理であります。4番、寺島博文議員はじめ6名の議員から15件の通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

以上であります。

---

### 要望の報告

○遠藤 満議長 日程第4、要望の報告については、今期定例会までに受理した要望は1件で、令和8年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いについては、印刷してお手元に配付しております。

---

### 常任委員会所管事務調査等の報告

○遠藤 満議長 日程第5、常任委員会所管事務調査等の報告については、総務文教、産業厚生の各常任委員会委員長から、所管事務調査の報告書が提出されておりますので、それぞれ印刷してお手元に配付しております。

また、産業厚生常任委員会委員長から、行政視察研修の報告書が提出されておりますので、印刷してお手元に配付しております。

---

### 議案の報告上程

○遠藤 満議長 日程第6、議案の報告上程については、町長から提出された諮問第7号及び議案第31号から議案第45号までの16件を上程します。

---

### 提案者の説明

○遠藤 満議長 日程第7、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

[大堀 武町長登壇]

○大堀 武町長 本日ここに、令和7年第4回新地町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の

皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本定例会には、別添附議事件でお示しをいたしましたとおり、人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについてなど、16件の議案についてご提案いたしております。

議案の説明に先立ち、行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

7月3日公示の7月20日投開票日で実施されました第27回参議院議員通常選挙の投票率は、68.31パーセントで前回の令和4年の参議院議員選挙より、6.33ポイントの増加となりました。防災行政無線による期日前投票の周知や街頭での啓発活動等により、投票率アップに取り組んできたところであります。

7月30日に発生したロシア・カムチャツカ半島付近を震源とする巨大地震により、太平洋側を中心に津波警報及び津波注意報が発令され、災害対策本部を設置し、総合体育館など町内3箇所に避難所を設置いたしました。

避難者数は45名で、そのほかにも総合体育館駐車場に車両避難者がありました。また、今回、避難所に指定しなかった駒ヶ嶺小学校や新地小学校、図書館にも自主避難者がありました。

日頃からの防災対策について、改めて町民に対し防災意識の啓発に努めてまいります。

次に、企画政策課関係について申し上げます。

第6次新地町総合計画後期基本計画の策定に当たり、6月19日に「新地町未来を考える座談会」を開催しました。若者の意見をまちづくりに反映するため、町内の企業や団体から推薦された9名の方から様々な意見や提案をいただきました。

また、7月1日には、総合計画への意見を求めるため、第1回目の新地町総合計画審議会を開催いたしました。審議会委員15名に委嘱状を交付し、審議会として調査・審議がスタートしました。

令和4年7月から地域おこし協力隊として活動していただいた熊谷真人さんが本年6月末をもって3年間の任期を終了いたしました。引き続き当町に居住し、交流人口、関係人口の拡大等に寄与していただくこととしております。

次に、税務課関係について申し上げます。

令和7年度の賦課徴収業務といたしまして、6月に町県民税の普通徴収分、7月に国民健康保険税を発付いたしました。

固定資産税の家屋の課税根拠となる新築家屋調査については、今年度は8月末現在15件の家屋評価を行っております。

次に、町民生活課関係について申し上げます。

7月は、社会を明るくする運動の強化月間となっており、7月1日に関係団体参加による街頭・広報活動を行ったところです。また、保育所・児童館を利用している子どもたちによる啓発キャラクターの「ぬりえ」作品の展示や、啓発チラシを全戸に配布し、「犯罪や非行を防止し、立ち直り

を支える地域」となるよう運動の推進に努めました。

人権擁護では、人権擁護委員を中心に、児童が優しさと思いやりの心を体得することを目的とした「人権の花運動」を、本年は新地小学校の協力を得て実施したほか、遊海しんち2025に来場された方々へ人権啓発活動を行いました。

また、7月16日から25日まで、「大丈夫」 一番危険な 思い込みを運動のスローガンに掲げ、「夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動」を展開しました。7月15日には「交通安全出動式」を農村環境改善センターで開催し、交通事故防止の啓発活動を実施したところであります。

次に、保健福祉課関係について申し上げます。

「令和7年度 敬老会」は9月13日に文化交流センターで、招待者については、敬老祝い金等が渡される節目の年の方を案内するなどして、開催を予定しております。

9月7日、8日、保健センターにおいて住民総合検診を実施いたします。40歳以上の社会保険の被扶養者の方及び6月に受診できなかった方が対象となります。検診結果につきましては、速やかに通知を行い、要精検と判定された方には、精密検査の受診や早期治療を勧奨するとともに、生活習慣の改善が必要な方の保健指導を行ってまいります。

各保育所では、これからの中食の中で、体にとって必要な食べ物をバランスよく食べているかを判断する力を身につけることを目的に、栄養士による栄養教室を開催いたしました。

令和7年度定額減税補足給付金については、対象者に対し8月に通知書を送付しており、確認書の返信を受けて給付を進めてまいります。

次に、産業振興課関係について申し上げます。

農林水産関係につきましては、食の安全・安心及び風評被害対策として、自家消費農産物の放射性物質検査を、8月末現在で2件の検査を実施しており、検査結果は広報紙等で公表しております。なお、基準値を超過した農産物はありませんでした。有害鳥獣被害対策につきましては、捕獲隊によりイノシシ59頭を捕獲しております。

産業基盤整備関係につきましては、堺浜排水機場において、施設の長寿命化等を図るため、施設の機能保全計画策定業務を発注したところであります。また、多面的機能支払交付金事業では農地の維持活動を支援しながら、地域資源の適切な保全管理を推進してまいります。

商工観光関係につきましては、釣師浜海水浴場の開設期間は7月18日から8月12日までの26日間とし、来場者数は、2,313人でした。あわせて8月2日には「遊海しんち2025」を開催いたしました。今年度から暑さ対策として、開催時刻を15時に繰下げしたところでありますが、来場者約8,000人の集客がありました。また、夜には4,500発の花火を打ち上げ、新地の夜を飾りました。

次に、都市建設課関係について申し上げます。

初めに、6月から9月にかけて実施されました道路河川愛護活動につきましては、厳しい暑さの中、多くの町民の皆様にご参加をいただき誠にありがとうございました。

工事等発注につきましては、6月25日に大戸浜地区の道路改良工事と町道橋79橋の点検業務委託を、7月25日には高田地区及び富倉地区の交通安全施設整備工事、駒ヶ嶺町地区の内水対策のための業務委託を、8月29日には橋梁を補修するための設計業務を発注いたしました。

都市計画事業に関しましては、屋外広告物の更新が3件、建築確認関連事務に関しましては、17件となっております。

また、住宅事業に関しましては、8月20日に愛宕東町営住宅他7地区18戸の募集をしたところであります。5月に広報等によりお知らせをしました住宅関係補助金の申請件数は、「高齢者にやさしい住まいづくり助成」が3件、「屋根耐風改修補助事業」が2件、「耐震診断」が1件となっております。

釣師防災緑地公園では、7月12日、13日の両日、パンプトラックのオープン5周年を記念し、施設の無料開放を行いました。また、翌週の19日と20日には、「第5回パンプトラックフェスティバル」が開催され、広報8月5日号でもお知らせしたとおり、町民や県内外から102名がレースに臨みタイムを競い合いました。公園ではそのほか、県の補助金を活用したイベントや継続的に実施されている民間による事業が行われました。

下水道事業に関しましては、公共下水道の公共樹設置工事1箇所の発注をしております。

また、8月末時点においての公共下水道接続申請件数は、6件となっております。

教育総務課関係について申し上げます。

小中学校については、7月19日から8月24日まで夏季休業となり、この期間中は事故等もなく、8月25日より無事「第2学期」をスタートしております。

尚英中学校においては、7月2日から4日にかけて福島市で開催された「福島県中学校体育大会陸上大会」には男子が9競技、女子が5競技に参加し、男子3年100メートルで1位、男子2・3年1,500メートルで3位、男子4×100メートルリレーで2位の成績を収めました。続けて8月5日から7日に開催された「東北大会」では、男子3年100メートルで4位、男子2・3年1,500メートルで1位、男子4×100メートルリレーで5位、男子総合2位の好成績を収め、8月17日から20日に沖縄県で開催された「全国大会」に出場しました。全国大会では入賞には至りませんでしたが、男子100メートルで11秒12の力走を、男子1,500メートルで4分3秒83の自己ベストを出して10位に入るなど、2種目において健闘いたしました。

また、7月13日から25日に開催された「福島県中学校体育大会」では2つの団体競技と9名の個人競技に出場し、柔道で東北大会に出場しました。7月27日には、いわき市で開催された「福島県吹奏楽コンクール 中学生小編成の部」に出場し、銅賞を受賞いたしました。さらに、8月27日に行われた「第3回相双支部中学校英語弁論大会」では、創作の分に2名出場し、見事、1位と2位となり県大会出場権を獲得しております。生徒たちはおのの、文化・スポーツの両面で日頃の練習の成果を思う存分に發揮して活躍しました。

## 令和7年9月定例会

学校教育関係については、夏休み期間中の子どもたちの危険防止の観点から、6月17日に産業振興課と合同で町内水域の危険箇所のパトロールや海岸では海水浴場以外の危険箇所へ、遊泳禁止の赤旗を設置するなど事故の未然防止を図りました。

8月1日から3日には、今年度4回目となる「おおいた児童招致事業」を実施し、大分県内の児童17名を当町に招待して、町の震災からの復興を体感しつつ、当町の小学生6名と交流を深めてもらいながら、町の自然や立地企業を訪問するなど、様々な体験をしていただいたところです。

生涯学習関係については、7月8日に文化交流センターにおいて「第29回新地町少年の主張大会」を開催し、小学生6名、中学生3名の児童生徒の皆さんから、日頃感じていること、将来のこと、まちづくりへの思いなど貴重な意見を発表していただきました。また、8月6日から8日には「第29回姉妹・友好都市シニアリーダー研修・交流会」を今年度は本町を会場に開催し、当町出身の相馬高等学校生徒2名、尚英中学校生徒3名、合わせて5名と他市町の生徒が交流し、新地町の魅力を体感しながら親睦を深めました。

新地町民プールについては、7月19日から8月25日までオープンし、夏休み期間中の子どもや町民の方々に利用していただきました。

文化振興については、7月3日に坂元郁夫氏より絵画「平和の調べ」を、7月23日には故星茂氏の妻、星節子氏より絵画「牛」など全11作品の寄贈を受け、町の文化芸術事業の推進に寄与していただきました。また、7月26日に夏休み映画上映会「野生の島のロズ」を上映し、子どもから大人まで多くの方に楽しんでいただきました。

図書館については、6月21日から30日にかけて図書館内の全資料の点検を行い、適切な資料管理に努めました。また、7月10日から15日に夏休み特別個人貸出事業として、福田小学校と駒ヶ嶺小学校の全児童に、学校での本の貸出しを行いました。さらに、夏休み期間中に「ぬいぐるみおとまり会」や「絵本カバーでパズル作り」等のイベントを実施し、町民の皆様に楽しく利用していただけるよう読書推進に努めました。

続きまして、本日提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

初めに、諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるにつきましては、人権擁護委員法第9条の規定による委員1名の任期が、令和7年12月31日に満了するので、新地町大字福田字鉄炮町25番地の3、野地千代子氏を新たに適任者として推薦したいので、同法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて推薦するものであります。

次に、議案第31号 新地町教育委員会委員の任命につきましては、教育委員会委員1名の任期が令和7年9月30日に満了するので、新地町大字塙木崎字作田156番地の1、小林成子氏を引き続き適任者として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第32号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長等の報酬の額を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第33号 新地町議会議員及び新地町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成に要する公費負担の限度額を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく、固定資産税の特例の適用期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号 財産の取得（新地町立小中学校学習者用端末購入契約）につきましては、G I G Aスクール構想の第2期に基づく学校ICT環境を整備するために必要な学習者用端末を取得するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号 令和7年度新地町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,800万円を増額し、歳入歳出それぞれ61億1,420万円とするものであります。

歳入補正の主なものでは、町税で4,630万7,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などによる国庫支出金で1,076万1,000円、福島県市町村等介護職員初任者研修補助事業補助金による県支出金で80万円、前年度決算による繰越金で2億8,638万1,000円をそれぞれ増額し、普通交付税などによる地方交付税で4,888万5,000円、財政調整基金からの繰入金で6,736万4,000円を減額しております。

歳出補正の主なものでは、議会費では人件費で11万9,000円の増額、総務費は2億3,078万8,000円の増額で、主な内訳は、財政調整基金積立金で1億6,800万円、エネルギーセンター熱導管等の工事請負費で827万1,000円、税の過年度歳入還付金で5,485万9,000円をそれぞれ増額、民生費は2,301万円の減額で、主な内訳は、国民健康保険特別会計繰出金で119万7,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金で106万4,000円をそれぞれ減額、児童手当の過年度歳入返還金で1,064万9,000円を増額、衛生費は320万2,000円の増額で、主な内訳は、保健センターの冷温水循環ポンプなどの修繕費で162万8,000円、定額減税調整給付金で874万5,000円を増額、農林水産業費は546万円の増額で、主な内訳は、武井ため池掛入用水路調査委託料で100万円、同じく武井ため池掛入用水路修繕工事などで720万円をそれぞれ増額、商工費は人件費で628万3,000円の増額、土木費は1,243万3,000円の減額で、主な内訳は、道路維持補修業務で400万円、道路改良費の測量調査設計費で742万円、公有財産購入費で250万円、水道工事負担金で400万円、物件補償費で150万円をそれぞれ増額、道路改良工事で1,542万円の減額、教育費は1,759万1,000円の増額で、主な内訳は、駒ヶ嶺小学校理科室のエアコン更新工事請負費で361万9,000円、総合体育館雨漏り修繕費で335万円をそれぞれ増額

しております。

次に、議案第37号 令和7年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,132万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億1,234万5,000円とするものであります。

歳入補正としましては、繰入金で119万7,000円を減額し、前年度決算による繰越金で3,252万2,000円を増額するものであります。

歳出補正としましては、総務費で119万7,000円の減額、基金積立金で2,963万9,000円、償還金で38万3,000円、予備費で250万円をそれぞれ増額するものであります。

なお、本補正予算は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第38号 令和7年度新地町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,124万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億1,675万3,000円とするものであります。

歳入補正としましては、前年度決算による繰越金で4,124万2,000円を増額するものであります。

歳出補正としましては、基金積立金で795万円、過年度歳入返還金で3,329万2,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

なお、本補正予算は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第39号 令和7年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入補正において、前年度決算による繰越金を106万4,000円増額し、歳出補正では、一般会計からの繰入金を106万4,000円減額する組替え予算となります。

次に、議案第40号 令和7年度新地町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出においては、収入支出それぞれ474万7,000円を追加し、収入支出それぞれ3億455万2,000円とするものです。

資本的収入では、公共下水道事業の出資金906万3,000円を減額するもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,674万2,000円は、過年度損益勘定留保資金4,145万7,000円、当年度損益勘定留保資金3,528万5,000円で補填するものであります。

次に、議案第41号から議案第45号までの5議案につきましては、令和6年度新地町一般会計、各特別会計及び下水道事業会計の決算認定議案であります。

各会計決算については、監査委員からの審査意見書並びに主要な施策の成果説明書でお示しをしておりますので、概要のみについて申し上げます。

なお、財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全ての指標で基準内の比率となっております。

初めに、議案第41号 令和6年度新地町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額

66億1,426万2,000円、歳出決算額は62億6,873万8,000円、歳入歳出差引額は3億4,552万4,000円ですが、繰越明許費など翌年度への繰越財源が1,017万4,000円となっており、実質収支額は3億3,535万円となっております。

歳入は前年度より6億6,119万8,000円の減額となっております。

主なものでは、町民税や固定資産税などの徴税が1億9,969万円、定額減税減収補填特例交付金などの地方特例交付金が3,112万9,000円、財政調整基金繰入金などの繰入金が3億3,455万1,000円、工業団地貸付収入などの財産収入が903万4,000円の増となっておりますが、繰越金で5億5,078万円、震災復興特別交付税などの地方交付税が2億7,171万5,000円、福島再生加速化交付金などの国庫支出金が1億1,316万4,000円、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金などの県支出金が1億6,772万円、みらいを創る市町村等支援事業助成金などの諸収入が1億1,700万3,000円、道路橋梁債などの町債が2,190万円の減となっております。

歳出は、前年度より3億1,328万5,000円の減額となりました。

主なものでは、農林水産業費で3億8,592万3,000円、民生費で6,903万円、商工費で5,169万7,000円、消防費で3,430万3,000円が増となりましたが、衛生費で5億4,582万4,000円、災害復旧費で1億8,435万6,000円、総務費で8,848万2,000円、土木費で5,864万7,000円の減となっております。

主な事業としては、新地町水産共同作業施設増築工事、藤崎排水機場除塵機整備工事、鹿狼山駐車場整備工事などの公共施設の整備・改修や公共交通制度を見直し、コミュニティバス運行事業とタクシー運行事業を行いました。

町民生活への対応では、物価高騰対策として国の地方創生臨時交付金を活用し病院・介護施設等事業継続支援事業や、定額減税調整交付金など支給いたしました。

次に、議案第42号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で8億7,972万9,000円、歳出決算額で8億3,720万6,000円、歳入歳出差引額は4,252万3,000円となっております。

歳入では、県支出金などが増となりましたが、国民健康保険税、繰入金、繰越金などが減となっております。

歳出では、保険給付費などは増となりましたが、事業費納付金などが減となっております。

次に、議案第43号 令和6年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で8億4,383万6,000円、歳出決算額で8億259万3,000円、歳入歳出差引額は4,124万3,000円となっております。

歳入では、介護保険料、支払基金交付金、県支出金、繰入金などが増となりましたが、国庫支出金、繰越金などが減となっております。

歳出では、高額介護サービス費などが増となりましたが、総務費、居宅介護サービス費、施設介

護サービス費が減となっております。

次に、議案第44号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で2億1,974万2,000円、歳出決算額で2億1,867万7,000円、歳入歳出差引額は106万5,000円となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金などが増となりましたが、繰越金が減となっております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金などが増となりましたが、総務費が減となっております。

次に、議案第45号 令和6年度新地町下水道事業会計決算認定につきましては、収益的収支の収益が3億4,777万3,000円で、費用が2億9,328万6,000円となっております。この結果、令和6年度の純利益は5,448万7,000円となっております。

資本的収支については、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,972万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額732万7,000円、当年度引継金9,239万7,000円で補填しております。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○遠藤 満議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時47分 休憩

---

午前11時26分 再開

○遠藤 満議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 諮詢第7号の質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第8、諮詢第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについてを議題とします。

本件について意見はないですね。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 意見がなければ、適任と認めて答申したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、諮詢第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについては、適任と認めて答申することに決定いたしました。

---

議案第31号の質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第9、議案第31号 新地町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議案第31号についてを採決します。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖させます。

[議場閉鎖]

○遠藤 満議長 ただいまの出席議員数は、議長を除いて10名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に11番、水戸洋一議員及び1番、大内広行議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○遠藤 満議長 念のため申し上げます。本案に同意することについて賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○遠藤 満議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

[投 票]

○遠藤 満議長 投票漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。11番、水戸洋一議員及び1番、大内広行議員の開票立会いをお願いします。

[開 票]

○遠藤 満議長 投票の結果を報告します。

令和7年9月定例会

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 ゼロ票

有効投票のうち

賛 成 10票

反 対 ゼロ票

以上のとおり全員賛成であります。

したがって、議案第31号 新地町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

---

議案第35号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第10、議案第35号 財産の取得（新地町立小中学校学習者用端末購入契約）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第35号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 財産の取得（新地町立小中学校学習者用端末購入契約）については、原案のとおり可決されました。

---

○遠藤 満議長 本日、令和6年度の決算審査報告のため、横山薰代表監査委員に出席を求めております。

入室のため、暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

---

午前11時39分 再開

○遠藤 満議長 再開いたします。

---

監査委員の報告、質疑

○遠藤 満議長 日程第11、議案第41号 令和6年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第42号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第43号 令和6年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第44号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号 令和6年度新地町下水道事業会計決算認定についての5件を一括議題とします。

ここで、決算に対する監査委員の審査意見について説明を求めます。

横山 薫代表監査委員。

[横山 薫代表監査委員登壇]

○横山 薫代表監査委員 私から、令和6年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況等の審査結果及び新地町下水道事業会計決算、財政健全化等の審査意見を一部朗読をもってご報告申し上げます。

初めに、令和6年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況等の審査結果については、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付され、その事業の執行状況及び内容について審査した結果、次のとおり意見をつけて報告いたします。

審査の対象は、令和6年度新地町一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の4会計の歳入歳出決算、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況について、本年8月5日から4日間にわたり、委員会室で審査を実施しました。

次に、審査の基本方針ですが、町長から提出された各会計歳入歳出決算書及び附属書類について、計数の正確性を検証するとともに、各担当課から内容を聴取しながら、予算の執行状況、実質収支、財産の管理及び基金の運用状況が適法性、効率性、有効性に基づいて適正に履行されているかを主眼として、定期監査及び例月出納検査等の結果も考慮し、審査を行いました。

審査の結果については、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに実質収支等の関係書類は、法令の規定に準拠して作成され、計数も正確であると認めました。

財産に関する調書については、公有財産、債権及び基金の計数はいずれも正確であると認めました。

基金の運用状況については、基金設置の目的に沿って適正に運用されており、計数も正確であると認めました。

工事・委託・備品購入業務について、抽出により書類を審査した結果、関係法令に基づき執行されたものと認めました。

次に、審査意見として、次の事項については留意されるよう要望いたします。

年々、経常経費が増加しており、その結果、財政の硬直化を示す指標である経常収支比率が悪化しています。人件費、扶助費、公債費のほか、震災後に整備した施設や設備にかかる物件費や維持補修費といった経常経費が町の財政に影響を及ぼしています。自治体においても、物価高騰の影響は避けられませんが、既存の運営方法にとらわれず、これまでのやり方を見直していただき、限られた財源を有効かつ効果的に活用されることをお願いいたします。

次に、予算執行についてですが、地方自治法では各会計年度における歳出はその年度の歳入をもってこれに充てなければならないと規定されているところですが、令和6年度においては、一般会計の翌年度繰越額が2億5,564万4,000円で、前年度より2億364万1,000円の増加、不用額が2億9,709万2,000円で、前年度より6億6,079万2,000円の減少となりました。予算の積算内容を充分に検証し、適切な予算額の計上と計画的な事業管理及び適正な事業執行に努めていただくことを要望します。

次に、契約事務関係については、翌年度繰越額が前年度より増加しておりますが、効率的な予算執行及び事業の実施を図る観点から、入札の実施を推奨するとともに、早期の発注、無理のない工期の設定及び適正な業者選定を行うなどして、事業の迅速化と品質の向上が図られることを強く要望します。

次に、基金の運用については、基金設置の主旨が充分達成されるよう、常に利用状況を把握するとともに、適正かつ効率的な運用に努めていただくことを要望します。

全体を通じて、さらに緊張感のある内部統制を強化し、各課とも法令・例規・条例などに基づく正規取扱いの徹底と予算の効率的な執行に努めてください。

以下、8月8日に審査を行いました工事・委託及び備品購入契約事務関係の抽出一覧表、そして特別会計を含む各会計の決算状況を取りまとめました。さらに、各会計の決算状況、実質収支に関する調書、財産に関する調書については記載のとおりですので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上で歳入歳出決算の報告を終わります。

次に、新地町下水道事業会計につきまして、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付され、その事業の執行状況及び内容等について審査した結果を次のとおり意見をつけて報告します。

審査の対象は、令和6年度新地町下水道事業会計決算で、決算報告書及び損益計算書、貸借対照表などにより審査を実施しました。

町長から提出された決算書、附属明細書及び事業報告書が、地方公営企業法、その他の関係法令の規定に準拠して作成されているか、並びに下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、証書類との照合等、一般に公正妥協と認められる審査の基準に準拠し、通常実施すべき審査手続を実施しました。

審査の結果については、審査に付された決算諸表は、関係法令の規定に準拠して作成されており、令和6年度の経営成績及び令和7年3月31日現在の財政状況を適正に表示されているものと認められました。

次に、審査意見を申し上げます。まず、経営成績については、当年度純利益が5,448万7,000円となり、黒字決算だったものの、一般会計からの繰入金も少なくないため、一般会計への依存度を少なくする経営を図られることを要望します。

次に、財政状態については、流動資産額が流動負債額を上回っていることから、短期的な支払い能力に問題はなく、また固定負債構成比率や固定長期適合率といった指標から、財務状況は健全な水準にあると考えられます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和6年度財政健全化等、審査意見についてありますが、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度決算における健全化判断比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見をつけて報告します。

初めに、審査の概要ですが、町長から提出された健全化判断比率、その算定基礎事項を記載した書類並びに資金不足比率、その算定基礎事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

次に、審査結果における総合意見ですが、審査に付されました健全化判断比率、その算定基礎事項を記載した書類並びに資金不足比率、その算定基礎事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以下、各比率の区分、早期健全化基準及びこれらに対する比率並びに個別意見については記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

最後に、是正・改善を要する事項については、特に指摘すべき事項はありませんでしたが、実質公債費比率が大きくなっていることから、今後はさらに厳しい財政運営が予想されます。引き続き町民のニーズに合った事業と予算の編成及び計画的な予算の執行に努められ、最小限の費用で最大限の効果を上げることを望みます。

職員の皆様には、職場環境や体調管理に充分留意され、使命感を持って達成されることを期待し、報告を終わります。

令和7年9月5日、新地町代表監査委員、横山薫。

○遠藤 満議長 代表監査委員の説明が終わりました。

これより決算審査意見に対する質疑を行います。ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

### 決算審査特別委員会の設置

○遠藤 満議長 お諮りします。

議案第41号から議案第45号までの令和6年度決算認定5件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号から議案第45号までの令和6年度決算認定5件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く10人の議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く10人の議員を選任することに決定しました。

---

### 決算審査特別委員会正副委員長の選任

○遠藤 満議長 次に、決算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りします。

本特別委員会の正副委員長の選任については、議会運営委員会で協議の結果、決算審査特別委員会委員長に4番、寺島博文議員、同じく副委員長に10番、井上和文議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員長に4番、寺島博文議員、同じく副委員長に10番、井上和文議員を選任することに決定しました。

ここで、決算審査特別委員会委員長に挨拶を求めます。

寺島博文決算審査特別委員会委員長。

[寺島博文決算審査特別委員会委員長登壇]

○寺島博文決算審査特別委員会委員長 ただいま決算審査特別委員会委員長に選任されました寺島博文です。一言ご挨拶を申し上げます。

決算審査は、予算が適正に執行されたかどうかを審査し、その成果を検証することで、今後の行政課題の解決に大変重要なものであると考えています。決算審査は長丁場になりますが、井上和文副委員長と力を合わせて円滑な運営に努めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

挨拶といたします。

---

散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 57 分 散会

## 第 4 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

## 令和7年第4回新地町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和7年9月17日（水曜日）午前10時開議

#### 第1 一般質問

4番 寺島博文 議員

1. 自然災害対応について
2. 子育て支援について

6番 八巻秀行 議員

1. 災害に強く安全安心なまちづくりについて
2. 快適で活力あるまちづくりについて
3. 住民力を活かすまちづくりについて

5番 吉田博 議員

1. 町内にある公園の維持管理について
2. 新地町都市計画について

3番 牛坂毅志 議員

1. 新地町の福祉施策について
2. 新地町独自の物価上昇対策について
3. 新地町農業委員会の許可権の見直しについて
4. 福島県相馬港利用促進協議会について

出席議員（11名）

1番	大	内	広	行	議員	2番	村	上	勝	則	議員
3番	牛	坂	毅	志	議員	4番	寺	島	博	文	議員
5番	吉	田	博	議員		6番	八	巻	秀	行	議員
8番	寺	島	浩	文	議員	9番	菊	地	正	文	議員
10番	井	上	和	文	議員	11番	水	戸	洋	一	議員
12番	遠	藤	満	議員							

欠席議員（1名）

7番 三宅信幸 議員

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	光
教育長	田晴	平
総務課長兼会計管理者	佐藤	志
企画政策課長	小野	彦
税務課長	中津川	樹
町民生活課長	岡田	健一
保健福祉課長	佐藤	茂文
産業振興課長兼農業委員会事務局長	加藤	二
都市建設課長	小野	好生
教育総務課長	木幡	枝

---

職務のための議場出席者

事務局長	大堀	勝文
書記	千葉	奈菜
書記	荒	萌生

午前10時00分 開 議

開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名であります。

なお、7番、三宅信幸議員は欠席届が提出されておりますので、ご報告します。

---

一般質問

○遠藤 満議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番、寺島博文議員。

[4番 寺島博文議員登壇](拍手)

○4番寺島博文議員 おはようございます。受付順位1位、議席番号4番、寺島博文でございます。

それでは、さきに通告しております2件、5点について順次質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1点目は、自然災害対応における避難所の環境整備についてであります。地震や台風、そして水害など、毎年のように自然災害が発生しております。平均気温の上昇など、気候変動の影響により自然災害が多くなっています。災害時の避難所として、小中学校体育館及び新地町総合体育館が指定されております。しかし、災害は暑いときでも寒いときでもやってきます。毎年暑さの記録が塗り替えられ、夏は蒸し風呂、冬は冷蔵庫状態になります。真夏日、猛暑日と気温が高くなっています。室内においても熱中症になるリスクが高くなっています。避難所としての快適性や安全性を高めるため、小中学校体育館及び新地町総合体育館に空調設備を整備、導入すべきでないかお伺いいたします。

2点目は、避難所における衛生環境についてであります。災害時の避難所生活で一番困るのがトイレです。災害が発生したときは、停電や上下水道被害など様々な理由でふだん使用している水洗トイレが使用不可になり、洗浄が困難になってしまいます。洗浄できなくなったトイレは、悪臭のみならず感染症を引き起こす原因にもなります。そのため、水分摂取を控えるようになり、エコノミークラス症候群になる心配もあります。トイレ不足は、災害関連死に直結する深刻な問題であります。避難所の衛生環境を確保する取組として、トイレトレーラーを整備、導入すべきでないかお伺いいたします。

3点目は、避難訓練を実施し、発電機など機械器具の使用方法について職員間で共有すべきでないか伺うについてであります。災害の発生を防ぐことはできません。しかし、被害を最小限に抑えることは可能です。いざというとき地域住民の生命、財産、生活を守るため、防災訓練はとても重要であります。庁舎内における避難訓練は実施されているでしょうか。災害発生時における行動マ

令和7年9月定例会

ニュアルの整備、防災士の資格取得推進が今求められています。特に発電機などの機械器具の操作手順は習得しているのか、機械器具は正常に作動するのか、備蓄燃料の有効期限は過ぎていないかなど、災害発生時における対応について職員間で共有すべきでないかお伺いいたします。

2件目、子育て支援についての1点目は、放課後児童クラブについてあります。核家族化、地域のつながりの希薄化、就労体系の多様化により、保護者が不在の間、子どもが安全に過ごせる場所が必要あります。共働きやひとり親家庭が増えるにつれて、放課後児童クラブを利用したい家庭が増えてきています。放課後児童クラブは、放課後の時間帯に就労などの理由により保護者が家庭にいない児童の健全育成を目的にできた事業であります。新地町の待機児童の現況とその背景にある要因についてお伺いいたします。

2点目は、放課後児童クラブ入所要件の見直しをすべきでないか伺うであります。放課後児童クラブの入所要件では、同一敷地内に祖父母、おじ、おば、きょうだいなどの住居、自宅と隣接した場所に祖父母がいる場合、同一世帯とみなされて入所を断られます。町は、同一敷地内及び隣接場所に祖父母がいる場合、放課後児童クラブには入所はできないと当たり前のように考えているのではないかでしょうか。祖父母には精神的なプレッシャーや体力的に相当な負担がかかっております。急速な少子化の進行や子育てを取り巻く環境の変化に子育て世帯が求めている支援を速やかに受けられる新地を実現するため、現在の放課後児童クラブ入所要件の見直しを行い、希望者がより多く入所できるようにすべきでないかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

[大堀 武町長登壇]

○大堀 武町長 4番、寺島博文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、自然災害対応についての1点目、避難所の環境整備について、各小中学校の体育館及び総合体育館に災害時における避難所としての快適性や安全性を高めるため、空調設備を整備、導入すべきでないか伺うについてですが、令和6年3月及び6月の定例会において、井上和文議員からの一般質問でもお答えしておりますとおり、避難所として町内各小中学校体育館及び総合体育館が指定されておりますが、現時点ではいずれの体育館にも空調設備は設置されておりません。既存学校体育館における大規模改修については、文部科学省の学校施設整備環境改善交付金が国庫補助事業として活用が可能です。また、令和6年12月から新たに学校体育館の空調設備整備事業に特化した空調設備整備臨時特例交付金も国庫補助事業として活用が可能となっております。学校施設整備環境改善交付金の補助率が3分の1で、屋内運動場に空調を新設する場合は本年度までは2分の1、空調設備整備臨時特例交付金の補助率は2分の1となります。また、避難所に指定した体育館の空調設備について、緊急防災・減災事業債を100パーセントを充当することが可能であり、元利償還の70パーセントが交付税措置される有利な起債ではありますが、将来にわたり町が元利償還

していくこととなり、先ほど述べた学校施設環境改善交付金などを充当した場合と同じく多額の財政負担が生じることになります。体育館に空調設備を備え付けるための経費についてですが、補助要件にも断熱性の確保が求められており、イニシャルコスト及びランニングコストのトータルコストを考えるとかなり大規模な設置工事となり、概算で1箇所約1億円程度の経費を要することが想定されます。また、空調設備を設置した場合、空調設備の定期的な点検代や故障による修理代、空調設備稼働による電気代については補助事業がなく町負担になります。さらに、災害時停電が生じる可能性もあり、その場合は多額の費用を投じて空調設備を取り付けていても稼働できないことも想定されます。このようなことから総合的に判断すると、現時点で避難所に指定されている体育館に空調設備を設置する考えはありません。なお、避難所の猛暑時の対策としては、空調設備のある小中学校のホールなど、様々な公共施設を活用しながら対応してまいります。

次に、避難所の環境整備についての、避難所の衛生環境を確保する取組として、トイレトレーラーを導入すべきでないか伺うについてですが、トイレトレーラーにつきましては、車両によって牽引されるトレーラー上に設置された移動式トイレであり、トイレ設備は水洗式の簡易トイレタイプが4基、トレーラーの両側に2つずつ独立してあるものが標準的なものであります。福島県では、県と棚倉町がトイレトレーラーをそれぞれ1台所有しております。トイレトレーラーの導入につきましては、緊急減災・防災事業債を100パーセント充当することが可能で、元利償還の70パーセントが交付税措置される有利な起債が活用できますが、1台当たりの車両価格が約1,500万円と高く、災害時には複数台必要であること、平常時にはほとんど稼働しないため、保管場所の確保が必要であること、さらには利用場所まで牽引していくため、牽引免許や牽引する車両が必要になることなど、様々な課題がある中で検討してまいりましたが、結論には至っておりません。引き続き導入に向けて検討してまいります。なお、避難所の衛生環境は、衛生面や体調面に悪影響を及ぼすことが想定されますので、リース会社との協定を活用しながら対応してまいります。

次に、避難所の環境整備についての、避難訓練を実施し、発電機など機械器具の使用方法について職員間で共有すべきでないか伺うについてですが、避難訓練につきましては、コロナ禍以降では令和5年度に第14行政区の藤崎、深町地区を対象に駒ヶ嶺公民館で、令和6年度に第7行政区の新地、中島地区を対象に新地小学校で、10月に住民避難訓練と消防団の秋季演習を開催いたしました。本年度につきましては、第2行政区の明地、中里地区を対象に福田小学校で、来月10月19日に開催を予定しております。避難訓練では、防災行政無線や消防団による避難広報を受けて避難所である小学校体育館に避難し、体育館では町で備蓄している簡易テント、簡易ベッドを実際に使用しての住民と協働した設営訓練や備蓄品の紹介をしております。また、昨年度は役場内の避難訓練も2月7日に実施し、避難行動の確認をしたところであります。発電機等の機械器具の使用方法につきましては、消防団の春季点検及び秋季演習や町イベントなどでも使用して確認をしておりますが、役場内の避難訓練でも今後実施したいと考えております。

次に、子育て支援の1点目、児童クラブについて、待機児童の現況とその背景にある要因について伺うについてですが、本町の児童クラブにおける待機児童は現在おりません。定員超過による待機ではなく、登録条件を満たしていないため登録に至らなかった方はおりました。児童クラブの登録につきましては、同居または隣接地に74歳未満の祖父母等が在宅し、放課後の見守りが可能と判断されるケースでは登録しておりません。

放課後児童クラブの入所要件では、同一敷地内の別棟の住居、自宅と隣接した場所に祖父母の家がある場合は、同一世帯とみなされ入所が断られている。このような現在の入所条件の見直しを検討すべきでないか伺うについてですが、児童福祉法では放課後児童クラブの放課後児童健全育成事業について、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業と定められています。このため当町では、同一敷地内、隣接地に祖父母等が在宅している場合は、登録条件を満たさないとの取扱いを行っております。また、登録要件を緩和した場合には定員を超過することも想定するため、当面の間は要件を見直す予定はございません。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず最初に、避難所の空調設備についてですけれども、この件については確かに議員で井上さんが3月、6月とやっております。そのときの回答と、答弁と同じだったのかなと。災害発生時については空調設備のある教室とか公共施設を使うというようなことで、今のところ空調設備を導入する考えはないというような答弁だったかと思います。避難所は小中学生、生徒の学びの場なのです。だから、前の質問のときもそうだったと思いますけれども、長期間になった場合、学びの保障とか、そういうものが脅かされることになるかと思います。また、学校施設に入り込むということは、いろんな方が入り込むわけです。そうすると、備品の損傷とか紛失とか、そういうことが想定されるわけです。今、間近に迫っている巨大地震がありますけれども、南海トラフ巨大地震、30年以内に発生する確率が80パーセント程度と言われております。最近の気温は災害級の暑さになっておりまして、今年8月5日に観測史上、14拠点で40度を超えたところがあったというような報道がありました。先ほど細かく補助について話ありましたけれども、以前は学校施設環境改善交付金、今空調設備整備臨時特例交付金というのが昨年12月ですか、にできまして、併せて緊急防災・減災事業債も活用できるわけです。こういう補助金があるうちに、これ令和6年から令和15年まであるのですけれども、そういうことも含めて計画的に空調設備導入をやるべきだと思うのですけれども、再度お伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 佐藤武志総務課長。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者 4番、寺島博文議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほどの町長答弁と重なる形になりますが、交付金を使ったとしても、町の財政負担があるという部分がございます。また、猛暑時の対策ですが、先ほど議員からいろいろご指摘ありましたけれども、長期にわたる避難の場合につきましては、リース会社との協定を結んでおります。そこでスポットクーラー等の導入により、そういうことも考えることもできますので、長期にわたる場合についての猛暑時の対策というのは、リース会社との協定を使いましてスポットクーラーの導入等も考慮して対応したいと考えております。

計画的な導入につきましては、先ほどの町長答弁と重なりますが、各学校それぞれで1箇所1億円以上の経費がかかるという部分と、それを何箇所もやるという形になりますと、やはり町の負担がある部分、あとランニングコストもありますので、その点を考慮して今の段階では導入の考えはないという答弁となります。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 緊急時にはスポットクーラーをリースしての対応というような今お答えだったと思います。ただ、こういう災害になったとき、どこでもかしこもそういったことでリースとか、そういうことで増えて、なかなかすぐの対応というのが難しくなるのではないかと思うのですけれども、その辺は検討されたのでしょうか。

○遠藤 満議長 佐藤武志総務課長。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

各リース会社、複数の会社と町は直接協定を結んでおりまして、災害時に優先的に調達できるような協定を結んであります。それを活用して対応したいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 いろんな各社と契約しておいて対応するということだったと思います。先日報道あったのですけれども、学校の行事で運動会を屋内、体育館でやったというような報道がされておりました。これは、生徒の熱中症対策も含めての措置でした。総合体育館というのは避難所だけで利用するわけではなくて、今の環境の変化、災害級というか、本当に異常気象が続いているわけです。今後も続くと言っているわけです。そういうことで災害時の避難所としての利活用、それから学校としてのそういう運動会、あるいはそういう教育の場の提供にもなると思いますので、先ほどは今のところ考えていないということだったのですけれども、そういったことも視野に入れての検討を今後していただければと思います。

次行きます。トイレトレーラーですけれども、1台1,500万円もすると。あまり利用されないということですけれども、これもテレビでやっていましたけれども、各種イベント、何かイベントがあったときにそのトレーラーを使って対応すると。なかなかいいアイデアだなと思ったのですけれ

ども、そういったことは話というか、この検討の中では話はなかったのでしょうか。

○遠藤 満議長 佐藤武志総務課長。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者 ただいまの質問に答弁をさせていただきます。

イベントに使うとかいう検討はされたのかという質問ですが、その部分もちゃんと検討はしております。年に数回のイベントでそこに持っていくといった場合も、先ほどもあったように牽引免許を有する職員が少ないと、あとその牽引する車両も今のところないので、それも用意しなくてはいけない。なればそれを委託して、イベントのたびに委託業者に持っていくような形になって、とてもその部分につきましてはなかなか、別な費用もかかる部分がございます。そういう部分を一応検討してはいるのですが、引き続きトイレトレーラーではないような形で何かできるのかどうなのかも含めて、やはり避難所の衛生環境は重要ですので、その点も考慮して検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 今後導入に向けて検討していただければいいと思いますけれども、このトイレトレーラーを導入することによって、他の地区で今年もかなり、先日も水害とかいろいろあって、災害が毎年ではなくて毎日のように起こっているのですけれども、そういった場合に自治体間の相互援助というか、そういうことで被災地に行って、派遣して、そういった貢献ができるかと思うのですけれども、そういったことはお考へないです。

○遠藤 満議長 佐藤武志総務課長。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者 ただいまの寺島議員の再質問に答弁させていただきます。

トイレトレーラーを導入して、被災したところに派遣して、町のPRも兼ねたような導入をすべきではないかという質問だったと思います。実際ほかの自治体というか、民間の中では災害派遣トイレネットワークプロジェクトというもので活用されている市町村もございます。そのプロジェクトにつきましては、各市町村1台ずつ保有して、災害が発生した場合に近い市町村がそこに派遣するというプロジェクトの内容だと認識はしております。そういう内容もいろいろ検討して、トイレトレーラーかトイレカーか分かりませんが、そういったものの導入について検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 今の回答ございましたけれども、新地町に給水車もございます。それと併せてこういったトイレトレーラーがあれば、併せて派遣できれば社会貢献になるかと思いますので、ぜひ今後そういう話がありましたら検討していただければと思います。あと、先ほど答弁の中ありましたけれども、緊急防災・減災事業債の活用もできるということでもありますので、こういう時

期だからこそ、そういう設備の導入を目指すべきだと私は思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に行きます。避難訓練について、今答弁ありましたけれども、毎年の防災訓練と、それから消防団の秋季の避難訓練で実施しているということと、あと最後に話しされたのが役場でも避難訓練をやりたいというような答弁だったかと思います。人間いざというというか、こういう災害現場にいたときに、機械器具についての使い方とか、そういうのがすぐにできない、使えない。発電機にしても、あるいは給水車にしても、いろいろあるかと思うのですけれども、そういった意味ではやっぱり常日頃からの訓練、そういったことが重要だと思いますので、ぜひいざというとき役に立つような、そういう訓練を続けてほしいと思います。この件についてはこれでいいかと思います。

次行きます。放課後児童クラブについての1番ですけれども、確かに入所要件で、認識の違いから待機児童は今のところないということなのですけれども、実際にその入所要件から外れて放課後児童クラブに入所できないという方が、データ頂いていますけれども、ちょっと今ここで話しますと令和3年に10人、令和4年で10人、令和5年でゼロ人なのですけれども。それから、令和6年は8人、令和7年は3人というように、このように毎年のように何人かの児童が放課後児童クラブに入所できない事案が発生しているわけです。ことについては、今全国的というか、政府でもいろいろ話出していますけれども、子育て支援についての内容に逆行するようなことではないかと思います。やっぱり子育てしやすいような状況に持っていくのがよろしいかと思います。

一番気になったのはその次の2問目のところで、申込みに必要な書類の中に、今読みますけれども、留守家庭であることを証明する書類、児童と同居している家族、父、母、74歳以下の祖父母、おじ、おば、きょうだいなど、世帯分離や敷地内の別棟での居住、それから自宅と隣接した場所に祖父母の家がある場合は、この場合同一世帯とみなすとなっています。この隣接した場所というの、どのぐらいの距離をいっているのか教えてください。

○遠藤 満議長 佐藤茂文保健福祉課長。

○佐藤茂文保健福祉課長 ただいまのご質問にお答えします。

隣接した住宅での距離というものにつきましては具体的には定めておりません。一般的に見て同一敷地内であればということでその辺は判定しております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 具体的な数字がないとなれば、50メートルなのか、100メートルなのか、200メートルなのか、それで判定どうやるのですか。

○遠藤 満議長 佐藤茂文保健福祉課長。

○佐藤茂文保健福祉課長 お答えします。

具体的な距離としては定めておりませんが、先ほど言ったように一般常識的に見て同一敷地内と、

この辺でいうと家の敷地の入り口が1つで、その先にある宅地の部分に2軒建っているとか、そういった部分で判断しております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 その内容を要件の中に盛り込めば分かりやすいと思うのです。今言った家の敷地の入り口が1箇所で、その中で家が建っていると、別棟になっているというようなことが分かるようにしていただければと思うのです。新地町の条件というのは隣のS市と似ております。ただ、今問題視した隣接した場所に祖父母の家がある場合についての項目はS市にはありません。それと、隣のY町さんではそういう条件はありません。話聞いたのですけれども、同じ番地、例えば何々地区の15番とか、あるいは別棟になると15の1とかになると思うのですけれども、同じ番号、だから同居ですね。同居以外のときは、それは入所条件から外れることはないというようなことでした。だから、こういう内容、要するに条件がなければ非常に気持ちよく入所できる、できないがはっきりするのが、住所が一緒であれば同一世帯と、住所が違えば要するに入所要件から外れることはないというようなことのほうがすっきりすると思いますが、そういういた考えはないですか。

○遠藤 満議長 佐藤茂文保健福祉課長。

○佐藤茂文保健福祉課長 ただいまの質問で、そのように変える気はないのかというお話なのですけれども、先ほど町長からありましたように、今現在収容人数など、そういうしたものも勘案しての設定となっておりますので、変更する予定はございません。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 要件見直す必要ないということだったと思います。平成27年から子ども・子育て支援制度が本格的に実施されて今日に至っているわけですけれども、子育て世帯の方は困って放課後児童クラブに入所させようと来庁、役場に来ているのだと思います。入所要件が分からないで来る方も中にはいるかと思いますけれども、入所要件が合わないのは分かっているけれども、何とか面倒見てほしいというような方もいると思うのです。そういう子育て世帯の方を応援する意味で、隣のY町さんは入所要件とか、そういうところには一切記載はないのですけれども、そういう新地町に私はすべきでないかなと思っています。今、回答で考えはないということだったのですけれども、せめて隣接した場所に、例えばさっきは家の敷地の入り口が一緒で別棟ということでいう話だったのだけれども、中にはちょっと離れたところに祖父母の家があるということで要するに申込みをためらっている方もいると。それから、もう一つは年齢なのです。新地町の祖父母の年齢が74歳以下になっています。隣のY町は70歳未満としています。個人差はあるかと思うのですけれども、この辺はやっぱり考えて、そういう年齢を74歳、もう75歳というのは後期高齢者ですよね。そういうことも勘案して、この辺の74歳以下というのを70歳未満に変更できないですか。

○遠藤 満議長 佐藤茂文保健福祉課長。

○佐藤茂文保健福祉課長 ただいまの74歳以下の祖父母がいる場合は今現在はお断りしているというようなことですけれども、こちらにつきましてはそれぞれの個人差もあるということで話がありましたが、そちらについては今後検討していきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 ぜひ、国会答弁ではないですけれども、検討で終わるのではなくて、それを実現するように研究、検討していただきたいと思います。昔、我々の時代もそうですけれども、祖父母は一軒家にいて、普通今まで別棟なんかなかったですから、1軒ですから、帰ってきても、おやじ、おふくろもいないときとか、いるときがありましたけれども、昔は帰ったらランドセルを家に置いてすぐに遊びに行くと。遊びに行っても子どもがいっぱいいたものだから、自由に夕方遅くまで、暗くなるまで遊んでいられたわけです。今は帰ってきても子どもがいないわけです。そうするとどうなるかというと、祖父母といふか、または別棟で鍵を締めてゲームをやっているかというようなことになってくるわけです。その入所要件に合わなかった方は放課後児童クラブに入れないわけだから、そういうことになってしまふわけです。非常にかわいそうなわけです。子どもが本当は何々君、何々ちゃんと遊びたいのだけれども、その方は放課後児童クラブに入っていて、本人は保護者がいるというあれば帰ってきたらいいと。遊べない。これでは、これ私の私見になるかもしれませんけれども、子どもが健全にそういう社会性、そういう子どもたちと遊んで育っていく、育んでいく上においてマイナスではないかと思いますので、今私いろいろ話しましたけれども、そういったことも考えて今後の政策、この辺の要件の見直しをやっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○遠藤 満議長 これで4番、寺島博文議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたしまして、11時ちょうどから再開いたしたいと思います。

午前10時46分 休憩

---

午前11時00分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6番、八巻秀行議員。

[6番 八巻秀行議員登壇](拍手)

○6番八巻秀行議員 受付順位2位、議席番号6番、八巻秀行です。よろしくお願い申し上げます。東日本大震災から早いもので14年6か月を過ぎましたけれども、いまだに復興は道半ばであります。新地駅東側のスマートアグリ・6次化施設用地には、進出企業、植物工場を早期に誘致すると

ともに、津波復興拠点整備拡大区域への残る用地1万平方メートルへのスーパーマーケットの張りつけ、あるいは被災した大戸浜等の防集元地の活用も全く進んでいない状況であり、課題は山積しております。一方、相馬港4号埠頭のLNG基地ではLNGの取扱いも増え、福島天然ガス発電所の1、2号機も全面営業運転によって首都圏へ電気が供給され、さらに駒ヶ嶺今神地区にアンモニア拠点基地を造るという壮大な計画があります。石油資源開発株式会社等5社は、2030年にも輸入から貯蔵、供給まで一貫した基地を建設する見込みであります。アンモニアは燃焼してもCO<sub>2</sub>、二酸化炭素を出さない燃料として注目をされ、今後の需要が見込まれるということで、LNG基地の近くに用地も確保できるというビッグニュースに心が湧きます。復旧、復興のスピードを速めて、快適で住みよい笑顔あふれる新しい新地町の創造を目指し、一般質問を申し上げます。今回私は、件名1、災害に強く安心、安全なまちづくりについて伺います。

1つ目は、大戸浜蒲庭地区の首都圏工事残土処分について、町のイメージダウンにつながる課題ではないかと考えます。町はどのように考えているか伺います。今泉地区の山林に首都圏工事残土が運び込まれることによって、横浜湘南高速道路の掘削残土で土壤の証明もついた土砂でありますけれども、相馬港2号ふ頭に陸揚げされたものを、いわゆる命の道を通って今泉地区の西斜面の窪地に今年6月頃から10トンダンプカー7台くらいで毎日運搬しており、朝6時頃から作業が始まっています、近所の苦情もあり現在は7時頃から作業に入っているようありますけれども、この行為は町のイメージを損なうとんでもない課題であると思います。伺います。

2つ目は、現地は新地町に昨年6月28日に伐採届を出しており、伐採期間は令和7年1月末となっていましたが、この立札は既になく、今回の新しい立札は許可年月日、令和7年6月5日、埋立面積3万8,877平方メートル、埋立期間は令和10年6月5日までと表示が変わっております。現地は明らかに心配する方向に進んでいると思います。町の盛土条例にも影響しますので、県の許可になりますけれども、町としてどのように捉えているか伺います。

続いて、件名2、快適で活力あるまちづくりについて伺います。1つ目は、地域計画の策定状況はとして、1番目、アンケート調査結果をどのように受け止めているか伺います。全国で10年後の後継者が定まっていない農地が32.8パーセントに上ります。この3月に策定した地域計画を国が集計した結果、全国の1,613市町村が策定しておりまして、139万ヘクタールで後継者が未定となっています。東北地方は90万ヘクタールで策定をし、その比率は35.3パーセントとなっています。この結果を見て、町の状況はどうなっているのか伺います。

そしてまた、農業後継者が未定の状況をどう見ているのか伺います。

続いて、件名3、住民力を活かすまちづくりについて。所有者不明土地の増加対策について、スマート変更登記の活用を図ってはどうか伺うものです。国民経済にも著しい損失を生じさせているこの問題は、放置されて荒廃し、周囲の環境悪化を招きますし、公共事業の用地買収や民間の土地取引でも所有者探しに多大な時間と費用が必要になってまいります。なぜ土地が所有者不明になる

のか。その主な理由でありますけれども、相続登記と住所変更登記が放置されているからであります。不動産登記簿を見ても直ちに所有者が判明せず、住所不明で連絡がつかない土地が増えているのであります。民間の研究会が発表した調査では、九州の広さが所有者不明の土地となっているようであります。このため、国は昨年4月から相続登記を義務化しましたので、該当者は応えなければなりません。さらに、来年4月から引っ越しによる住所変更や結婚などで氏名が変わった場合の住所変更登記も義務化するようあります。これは、転勤族には大きな負担であるので、国は住所や氏名を一度だけ届けたら、それ以降は変更があっても法務局で定期的に住基ネットに照会をして変更の事実を確認し、本人の了解を得て職権で変更登記するスマート変更登記の手続を今年4月からスタートしています。住所変更登記は2年以内。これに違反しますと5万円以下の過料となります。こうした制度を定着させるため、住民にしっかりと周知すべきだと思います。どう考えますか、お伺いいたします。

以上申し上げましたが、よろしくご回答ください。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

[大堀 武町長登壇]

○大堀 武町長 6番、八巻秀行議員の質問にお答えをいたします。

初めに、災害に強く安全、安心なまちづくりについての1点目、大戸浜蒲庭地区の首都圏工事残土処分について、町のイメージダウンにつながる課題ではないかと考える。町はどのように考えているのか伺うについてお答えをいたします。大戸浜蒲庭地区の首都圏公共工事残土処分につきましては、3,000平方メートル以上の土砂等の埋立てや盛土であるため、県の許可を受ける必要があることから、事業者が福島県の許可を受けています。町では、福島県が許可を出す前に県から求められた意見に対して、福島県に景観区域内の行為に対する意見として、事業実施地に隣接する農地があることから、土砂流出、泥水流出などの影響を及ぼさないように措置を講ずること、通学路となるため、安全対策及び交通安全対策を構築すること、その他問題等が発生した場合には事業実施者が速やかに対処することなどの意見書を県に提出しております。今後も町での現地の確認や県と情報共有するなど、県と連携して安全確保に努めてまいります。

2点目、土砂の埋立期間は令和7年6月5日から令和10年6月5日に変わったが、事業は進んでいると考える。町としてどのように捉えているのか伺うについてですが、事業につきましては、事業者が福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づき福島県の許可を受けております。許可年月日は令和7年6月5日であり、土砂等の埋立期間は令和7年6月5日から令和10年6月5日であることを町としては確認しております。

次に、快適で活力あるまちづくりについての1点目、地域計画の策定状況について、アンケート調査結果をどのように受け止めているのか、の農業後継者未定の状況をどう見ているのかについて併せてお答えをいたします。地域計画を策定する前段として、町内に農地を所有等される方

を対象としたアンケートを実施したところであります。配布数は1,522件、回収は1,067件、回収率は約70.1パーセントとなっており、このアンケート結果から営農者は70歳代を中心であること、農業所得が少ないとこと、後継者が非常に少ないとこと、離農を考えている方が多いことなどが浮き彫りになっております。アンケートでは、耕作者数は448件あるものの、実に6割弱の255件は後継者がないという結果になっております。また、今後10年での農業経営規模についても規模縮小の意向が大きく上回っております。こういった人的環境を要因として、これまで農産物が栽培されていた農地が遊休農地となるなど、厳しい状況にあると受け止めております。一方で、今後の農地の保全の在り方では農業法人や認定農業者による有効利用や新規参入の推進が上位を占めており、継続的な保全活動が期待されていることが明らかになったところです。アンケートでは、地域農業の将来像や農地を維持していくために必要と思う整備など、様々なご意見をいただいたところであります。

農業後継者未定に関する対応策としましては、農業生産法人の設立や新規就農希望者に対する研修や資金支援、農地のあっせん、農業開始に必要な環境整備や農地中間管理機構の活用等を通じた農地の集積、集約化の促進、若手農業者が魅力を感じ、継続的に農業に従事できるようなスマート農業の導入、さらには農地の賃貸借が円滑に進むように農地バンク利用の推進、基盤整備などの政策を検討しながら持続可能な農業政策を進めてまいります。

次に、住民力を活かすまちづくりについて、所有者不明土地の増加対策として、スマート変更登記の活用を図ってはどうか伺うについてお答えをいたします。スマート変更登記は、不動産の所有者が住所や氏名を変更したときに、法務局が自動的に登記の住所や氏名を更新する新しい制度です。令和8年4月1日から住所、氏名の変更登記が義務となることに先立ち、法人については令和6年4月、個人については令和7年7月からスマート変更登記の手続が可能となりました。事前に手続をしておけば、所有者が自ら登記申請を行わなくても最新の情報が自動的に反映されます。スマート変更登記を利用する手続としましては、法人、個人とも事前に法務局へ申出の手続を行う必要があります。施行日前から所有者として登記簿に登記されている方はインターネットからの申出が可能で、法務局に出向く必要はありません。この手続が完了すると、法務局は職権により住民基本台帳ネットワークを利用し、住所や氏名の変更を自動的に把握して、所有者の同意を得た上で登記の変更を行います。この制度は、議員のご質問にあるとおり、所有者不明土地の増加対策として、社会問題を解決するために導入されております。スマート変更登記の活用を図ってはどうかという提案につきましては、本制度上、町としての直接的な事務手続はありませんが、法務局と連携、協力しながら、幅広い周知、広報を実施し、町内における所在者不明土地の発生予防に努めてまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 ただいま回答いただきましたけれども、ちょっと確認したいのですが、件名1

の2番目にお伺いした埋立ての期間ですけれども、令和10年の6月5日に変わったわけですが、事業は進んでいると考えるが、町としてどのように捉えているかという問い合わせに対して答えがなかったのではないかと思いますが、どうでしょう。

○遠藤 満議長 岡田健一町民生活課長。

○岡田健一町民生活課長 ただいまの質問にお答えいたします。

町でも議員からありましたように、当初の小規模林地開発、そして伐採届による事業が行われたことは確認しておりますということで、土砂の埋立ての期間につきましては、町長から回答がありましたように変わっていないというところで認識しておりますという回答となっております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 それでは、再質問を行いたいと思います。

昨年も6月頃からダンプ2台で運搬をしていたわけですが、今年はまた6月頃から10トンダンプ7台くらいで毎日運搬をしております。命の道を入り口にして、誘導員も立っておりまして車を誘導しているわけでありますが、近隣の方の苦情でもって7時頃から始めているということであります。先ほどもありましたけれども、やっぱり残土を埋める町、新地町というようなことで、東京あたりの新地町を知っている方については何かそんなイメージで、町のイメージダウンにつながる問題であると聞いております。この辺についてもう一度お伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 岡田健一町民生活課長。

○岡田健一町民生活課長 ただいまの質問にお答えいたします。

議員からありましたように今回のこの事業、首都圏工事の残土処分につきましては、公共工事による残土処分となっております。事業者が県の許可を受けて事業を実施しておりますので、そういったことに、イメージダウンのようなことにならないよう、今後も県と連携しながら町としても現地をしっかりと確認していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 本当に県と協力しながら、現地をしっかりと見て対応していただきたいと思います。

そして、次に行きますけれども、この埋立ての範囲内、今頂いた資料には農地はないわけありますけれども、東日本大震災によって津波で、田んぼがありまして、ここを整備したと地元の人は言っておりますけれども、この範囲内にはないという理解でいいのかどうか伺います。

○遠藤 満議長 岡田健一町民生活課長。

○岡田健一町民生活課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今回の事業の用地につきましては、山林と雑種地ということになっておりますので、農地はない

令和7年9月定例会

と認識しております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 農地はないということなのでありますけれども、登記が終わりまして、この範囲には確かに山林、それから池沼ですか、あとは原野、雑種地、そういうふうになっておりますけれども、これは現在こういう地目になっておりまして、以前には田んぼはないということでいいのかどうか、再度伺います。

○遠藤 満議長 岡田健一町民生活課長。

○岡田健一町民生活課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今現在の地目で申請書により確認して、農地がないというところでの確認となっております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 農地はないということでありますが、私が心配するのは、その盛土のところを通りまして、下に農地があるわけであります。その農地に、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、泥水が入らないように、あとはごたごたとしたような土も運んでいるというようなことも聞いておりますので、果たしてこれが証明のついた土だけなのかどうか、その辺も心配が尽きないわけでありますけれども、この辺についてどう対処するか再度伺います。

○遠藤 満議長 岡田健一町民生活課長。

○岡田健一町民生活課長 県にも町長からありましたように農地の被害等ないようにということで、県の指導などによりまして調整池や大型のふとんかごなどの災害の対策がなされております。調整池による雨水対策として、大雨の際に一時的に雨水を受け止めて河川への流出を抑制する対策、また大型のふとんかごによる土圧に抵抗する土留めの機能などを持たせての災害の対策なども計画されております。また、土の部分になりますけれども、県でも聞き取り調査などを行いまして、公共工事による再生土などによる埋立てという部分で確認しておりますので、今後も県と連携しながらそういう部分につきましてもしっかり確認していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 今県と連携してやっていくということであります。この泥水が、富倉の濁川に水が入っていくわけであります。そういうところをよく見まして、上だけの盛土だけではなくて、下もよく監視しながら見ていってほしいと思っております。

そして、現地は今泉地区の数人の所有地でありましたけれども、既に売却をされて会社の所有となっております。今泉地区にとりましても、一般の方の目につくところではありませんので、誰も問題にしないのであります。どちらにとっても関心が薄い、ないと言ってもいいと思いますが、と

ころであります。そういう場所であって、埋立期間は令和7年6月の5日から令和10年の6月5日までと変わっておりますけれども、町はこういう状況をストップさせるべきではないかと思いますけれども、再度伺います。

○遠藤 満議長 岡田健一町民生活課長。

○岡田健一町民生活課長 ただいまの質問にお答えいたします。

土砂等の許可の申請を事業者がしまして、そういう書類等も確認した上で県で許可した公共事業の工事の残土処分というところになっておりますので、町としては先ほどもありましたように安全確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 しっかりと現地を見ながら、いい対応をしていただきたいと思います。期待して次に移ります。

地域計画の策定状況についてですが、全体的に見てどんな印象を受けているか再度伺います。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えします。

全体的にどのような印象を受けているかということでございましたけれども、先ほど町長の答弁がありましたとおり、後継者がいないですか、一言で言えば農業をやる人がいないというような状況になってきているというような印象は持っております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 後継者がいないのですよね。今、回答のとおりなのですけれども、やはり後継者が、農業やりたいという方が多く出てくるような町政をしていただきたいと思っておるわけであります。町全体で農地は、先ほどの回答にはなかったと思いますが、町全体でどのようにになっているのか。農地の全体像です。農地の何パーセントくらいが未定の農地なのか、後継者が未定なのかお伺いいたします。

○遠藤 満議長 休議します。

午前11時36分 休憩

---

午前11時37分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 数量がないということありますけれども、町の農地、農業後継者がいないという農地はどのくらいなのかということを聞いています。それは分からない。分からな

ければ後で結構ですので、前に進みたいと思います。

スマート変更登記についてでありますけれども、町民への周知というのは充分に行っているのかどうか。みんな知らないのではないかと思うのです。先ほど町長言った内容をしっかりと広報紙とかホームページとかでこうなっていますよということをお伝え願いたいと思います。再度伺います。

○遠藤 満議長 中津川秀樹税務課長。

○中津川秀樹税務課長 ただいまの質問にお答えいたします。

周知方法ということでございますが、議員からもあったように町の広報紙、町のホームページでもしっかりと周知をしていきたいと思います。また、固定資産税の納付書発送を毎年行なっておりますので、来年度のその時期には、法務局で出しているチラシを、同封して周知を図っていきたいと思います。また、窓口でのこういった相続の相談があった際にも周知していきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 これまでこういった変更になったところを皆さんに周知していないわけでありますけれども、来年からではなくて、できるだけ早くやっていただきたいと思います。再度伺います。

○遠藤 満議長 中津川秀樹税務課長。

○中津川秀樹税務課長 こちらの内容、法務局にしっかりと確認をしつつ、できるだけ早く周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 よろしくお願ひいたします。制度改正があったというようなことでありますので、いい対応をしていただきたいと思います。

そして、次に移りますけれども、所有者不明の土地の増加について、公共事業の買収、民間の土地取引でも所有者探しに時間を要する、費用もかかるというようなことありますが、町の公共事業の買収状況について伺いたいと思います。こういった苦労とか経験はなかったか伺います。

○遠藤 満議長 ちょっとまた休憩します。

午前11時41分 休憩

---

午前11時42分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 都市建設課長に伺いたいと思います。町のこれまでの公共事業の買収……

○遠藤 満議長 八巻議員、休憩します。

午前11時42分 休憩

---

午前11時42分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 これ前に聞いたわけありますけれども、そういうところは町道とか河川にはしないというようなことのようあります。やっぱりそれも一つの方法であると思いますけれども、実際に現地に当たってみて、どうしてもそこはそういう不明の土地を通らなくてはならないというところは別にいたしまして、町としてはそういうところに計画は立てないというようなことでありましたので、申し上げたいと思います。何かもう少し聞きたいところあったわけありますけれども、しっかりとこの辺を対応していただきたいと思います。

最後に、今年は令和12年を見据えた第6次総合計画の後期計画の策定の年であります。既にスタートしておりますけれども、将来を見据えた積極的なまちづくりを期待いたしまして質問を終わります。ありがとうございます。

○遠藤 満議長 これで6番、八巻秀行議員の一般質問を終わります。

次の吉田議員の質問ですけれども、中途半端になるので、ここで昼食で休憩ということにしたいと思います。

午前11時45分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5番、吉田博議員。

(5番 吉田 博議員登壇)(拍手)

○5番吉田 博議員 議席番号5番、吉田博です。質問に入ります前に、前回の6月議会で私の一般質問において、町民の方からの意見として駅前UDC shinchiの通路に置いてあった貸し自転車がなくなっているとのことで、私もその事実を確認し、なぜ自転車を置いていないのかとの質疑をいたしました。この件について、後日担当課から駅前の自転車置場に移動したとの説明があり、現地を確認してその旨を意見をいただいた方に伝えましたことをまずご報告させていただきます。

さて、少子高齢化、人口減少などによる社会構造の変化や情報化社会の進展などの時代変化に伴い、公園のニーズも変化しているものと思います。また、町内の公園は震災前に造られたものや震災後に造られたものがあり、特に震災前に造られた公園には遊具等の腐食やベンチの剥がれなど、

公園施設の老朽化が進行している状況にあります。事故の未然防止の観点から、遊具等の改善や撤去、または更新等が必要ではないかと思っております。しかし、新たな遊具等の施設整備となると多くの費用がかかることや、人口減を考えると簡単に前と同じようなものと同じところに整備するのではなく、公園利用者の声を聞き入れながら利用実態を把握するとともに、公園の統廃合や、町長がこれまで話しているように、施設の長寿命化計画を含めた見直しが必要ではないかと思いますので、町のお考えを順次お伺いしたいと思います。

まず、1点目の質問として、町の管理している公園の数をお伺いいたします。

続いて2点目は、現在町内にある公園は、新しくできた公園もあれば何十年も経過した公園もあります。そのような中にあって、遊具による事故の未然防止対策の観点から、公園の遊具の点検、除草等の環境整備は計画的に行っているのかをお伺いいたします。

3点目は、さきの東日本大震災の体験者として、公園は防災機能を有する大切なところと思っております。公園は、一時避難場所としても有意義なところであり、有事の際にも必要な場所として、今後どのように取り組んでいくのかをお伺いしたいと思います。

4点目は、ここが公園なのと思われるような老朽化した施設やほとんど利用されていない公園があります。この整備計画は、今後どのようにしていくのかをお伺いいたします。

5点目として、WHO世界保健機関では、南アフリカ諸国でダニによる感染症が多く発生しており、この感染が世界中の子どもに罹患し重症化した場合、コロナ感染重症者より多くの死者が出るおそれがあるとの見方をしているようあります。ダニについては、草むらの中にいる何種類かのダニが問題になっているようですが、その対策を町としてどのように取り組むのかお伺いいたします。

6点目として、私は町民に喜ばれ親しまれるような公園にするためには、町民の協力と理解が不可欠だと思っております。これらの公園づくりには、地域の住民との対話の中で、住民が求めるよりよい公園にすべきだと思っております。この件についても町の考えをお伺いいたします。

次に、新地町都市計画についての質問を行います。どの自治体でも自分たちのまちづくりについては大きな夢と希望を持って、未来に向けた町並みの姿を描いております。しかし、世の中の変化によっては、もちろんのことでありますけれども、いろいろな面で計画の変更が必要になってまいります。そんな中で、我が町も未来に向けたまちづくりについて計画をしておりますが、その経過においてどのようなことになっているのか、新地町の都市計画についてお伺いしたいと思います。

この都市計画についての1点目は、平成29年3月につくられたマスタープランの目標年次があと2年に迫っております。進捗率はどの程度になっているのかをお伺いしたいと思います。

次に、2点目でありますが、福島県あるいは町のいろんな部署で作成した4つの関連する計画との調整、そして新型コロナ感染拡大、あるいは大地震、さらにはその後の大地震が2回もあった。そういう中で測量や事務作業が遅れていると私は思っております。これを踏まえた進捗率の低下

は避けられないものとは思っておりますけれども、そんな中で特に重要な道路整備事業について、今後どのような対策を行うのかをお伺いしたいと思います。

以上2件、8項目についての回答をお願いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

[大堀 武町長登壇]

○大堀 武町長 5番、吉田博議員の質問にお答えをいたします。

初めに、町内にある公園の維持管理についての1点目、町で管理している公園数を伺うについてですが、町が管理している公園は、総合公園や釣師防災緑地公園など都市公園法に基づき設置された公園が2箇所、農村公園など法定外の公園が11箇所あり、合計13箇所となっております。

2点目の公園の遊具の点検、除草等の環境整備は計画的に行っているのか伺うについてですが、公園遊具の点検については管理者による日常管理の中で行う目視点検や公園施設製品安全管理士による遊具の摩耗状況や変形並びに経年劣化などについて点検する劣化診断、遊具の形状や安全領域等の基準に対する妥当性を評価する基準診断などにより遊具の安全性の確認に努めています。除草等の環境整備については、公園整備管理人の雇用によるもの、民間会社への委託によるものなど公園により管理形態は異なりますが、年間を通じて公園全体の環境整備に努めています。農村公園については、7箇所の公園のうち4箇所に遊具が設置されており、7箇所の公園全てにおいて各地区と町との間で管理についての覚書を締結し、計画的に環境整備を行っていただいております。

3点目、公園は防災機能を有する大切なところと思う。今後どのように取り組んでいか町長の考えを伺うについてですが、公園には余暇活動や交流の場としての機能、景観や文化、動植物の保全などの機能のほか、防災機能など公園の役割の一つとなっております。当町においては、東日本大震災からの復興事業の中で、釣師地区に防災緑地を整備しました。防災緑地は津波を減衰し、浸水被害範囲を軽減し、避難時間を確保する。津波による漂流物を捕捉し、漂流物の衝突による被害を軽減するなど、大変重要な防災、減災機能があります。総合公園みんなの広場は、新地町地域防災計画において、臨時ヘリポートとして位置づけられております。災害時において、町が県に対し、人命救助や緊急物資等の輸送を県消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプター等の航空輸送を要請した場合は、総合公園が臨時のヘリポートとして防災の重要な役割を担うことになっております。また、同公園の総合体育館駐車場は一時避難場所として、総合体育館が避難所として位置づけられております。町としましては、今後も津波減衰機能や災害時等の物資の集積場所、輸送拠点、緊急航空輸送路、一時避難所、避難所の役割、機能を維持するため、適切な維持管理に努めてまいります。

4点目、老朽化した施設やほとんど利用されていない公園の整備は今後どのようにしていくか伺うについてですが、新地町総合公園内にある施設としては、平成11年9月に供用開始した総合体育館が最も経過年数が長く、施設や設備の一部に老朽化が進んでおります。今後は、町の公共施設の

長寿命化事業に取り組み、より長く安全に利用しつつ、コスト縮減を実現するなど、効果的、効率的に施設の機能維持を図ってまいります。農村公園については、全て整備から30年が経過しておりますので、経年劣化対策を含め適正な管理が必要と考えております。

5点目、公園の草むらからダニ感染が問題になっている。その対策を町としてどのように取り組むか伺うについてですが、今年に入り、テレビ、新聞等でマダニによる感染症患者が全国で確認されるなどの報道があります。福島県ホームページによると、県内での感染者はいないものの、8月17日時点で既に全国で143名の患者数となっており、既に2023年を超えて過去最大となっているとの情報が示されています。マダニにかまれた人全てが感染症を発症するわけではありませんが、重症熱性血小板減少症候群、SFTSや日本紅斑熱等を発症する場合があるようです。国立感染症研究所の研究によると、SFTS患者の致死率は27パーセントであるなどの情報もあります。マダニ対策については、主にマダニにかまれないための予防策が重要であると考えております。肌の露出を避け、服装や忌避剤などの使用、草むらには近づかないなど、利用者自らが身を守る対策を徹底することが重要であります。マダニの活動期間を考慮しながら、広報やホームページなどで適宜注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

6点目、町民に喜ばれ、親しまれるような公園にするためには町民の協力が不可欠と思う。今後、造る前に町民へのアンケート調査をすべきと思うが、町の考えを伺うについてですが、町は第6次新地町総合計画に文化・スポーツの充実を位置づけ、町内の既存施設を活用して気軽にスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境づくりを行い、心身の健康と交流の促進を目指すとしてあります。公園施設は、常に安心、安全を第一に適切な管理運営を行い、施設の状況や利用実態、住民の意向も考慮しながら、各公園施設の特色を活かした利活用に努めております。これまで公園を整備する際には、説明会やワークショップ等を通じて住民の意見等を参考にしながら整備を進めてまいりましたが、今後も公園を整備する場合には、アンケートなども含め広く意見を聞きながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新地町都市計画についての1点目、平成29年3月に策定されたマスタープランの目標年次があと2年に迫っている。進捗率はどの程度か伺うについてですが、新地町都市マスタープランは、都市計画法第18条の2において定められた市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるため、平成24年12月策定の福島県総合計画ふくしま新生プランをはじめ、県の都市計画区域マスタープランや新地町国土利用計画、新地町復興計画、新地町地域防災計画など4つの関連計画と整合を図りながら、東日本大震災からの復興を目指し様々な事業を遂行する中、産業構造の変化、少子高齢化の進行など社会情勢が大きく変化していることや、東日本大震災により甚大な被害を受け、安心、安全なまちづくりが求められていることから、平成29年3月に改訂をしております。計画期間は平成29年度から令和8年度までの10年間となっております。これまで都市マスタープランの基本構想や方針に従い、新地町第2次復興計画や第5次新地町総合計画、第6次新地町総合計画などとともに

に各種事業に取り組んでまいりました。都市マスタープランの中では5年ごとに上位計画の見直しや、社会情勢の変化や新たな課題等に対応した契約内容の見直し、変更を図ることとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症や2度の福島県沖地震災害への対応により、計画の見直し、変更を図ることができませんでした。進捗状況については、復興交付金事業や各種補助事業などを活用し、既に実施したものや、または実施中の事業もあります。現在、第6次新地町総合計画後期基本計画の策定中でありますので、本計画との整合も図りながら、今後精査をしてまいりたいと考えております。

2点目、福島県など4種の関連計画との調整や新型コロナ感染の中で進捗率の低下は避けられなかつたと思う。その中で特に重要な道路整備について、今後どのような対策を行うか伺うについてですが、東日本大震災で被災した道路の復旧や常磐自動車道、東北中央自動車道、県道相馬亘理線などの整備により、町内での移動はもとより町外へのアクセスも容易となりました。しかし、第6次新地町総合計画基本計画町民アンケートの中でも、道路ネットワークの整備は重要であるとの結果が示されており、交通渋滞の緩和や交通事故防止、地域住民の安全確保のため、さらなる交通利便性の向上や安全対策が求められていると考えております。町といたしましては国や県に対し、常磐自動車道、広野山元間の4車線化や国県道の整備を要望しながら幹線道路の充実を図るとともに、町道の整備に関しては特に緊急性の高い通学路を中心に、歩道の設置など交通安全に寄与する道路の整備を重点的に取り組んでまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 ただいま答弁をいただきました。まず初めに、町で管理している公園数でありますけれども、13箇所というようなことありました。実はこの資料を頂いたときに、私この13箇所を全部見て回りました。それで思ったことは、前ここにあったのではなかったというような箇所があったのです。それは震災前に、相馬港の第3号ふ頭ですか、その西側に駐車場と公園、あれはサッカー場なんかだと思ったのです。それは、この津波か何かでなくなったのかというようなこともあったし、これについてお答えできるのであれば答弁いただきたいと思います。その数、13というような数が告げられましたけれども、この13には入っていないような気がするのです。これは一体どうなったのかなというような思いがあるので、答えられるのであれば答えてください。

○遠藤 満議長 小野好生都市建設課長。

○小野好生都市建設課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

相馬港にあるポートパークでございますが、現在も災害復旧でたしか復旧されて、あると思います。あれは県の施設でございますので、ここには載せてございませんでした。ただ、トイレが町に委託されていて、そこの管理だけは継続して行っております。

以上です。

令和7年9月定例会

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 県で造ったものというようなことありますけれども、今課長の答弁の中にトイレは町で管理していたような、私もその管理している状況については把握しております。

次に、もう一つ公園の数ということでお伺いしたいことが、鹿狼山の手前にしんちゃんGOの停留所があると思います。その西側にも何か公園のようなものがあったような気がしますけれども、これは公園ではなかったのですね。それ分かればお答えいただきたいと思います。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えします。

ご指摘の場所はふれあい広場といいまして、森林関係で整備したものであります、いわゆる散策的なことを行うための施設と認識しております。公園という認識ではございません。

以上でございます。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 公園でないというようなことでございますので、了解いたしました。

もう一つなのですけれども、今泉の農村公園を探していたときに出くわしたのが今泉地区の東側、浜通りに面した近くに神社があります。その神社の南側に今泉何とか広場というような名前のものがありました。これは、その地区の人にお話を聞いたところ、これは今泉地区の役員の方でここを定期的に除草をしたり、管理しているのだというようなお話がありました。これも公園ではないのですね。

○遠藤 満議長 小野好生都市建設課長。

○小野好生都市建設課長 お答えいたします。

今泉のただいまご指摘ありました広場につきましては、今泉コミュニティ広場ということで名称がついておりまして、いわゆるコミュニティーの皆さんのが集っていただける広場ということで、公園という位置づけではございません。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 分かりました。そうしますと、先ほど町長が示した町内においては合計13箇所の公園があるというような認識でいいのかなというように思います。

続いて、2点目の公園の遊具の点検、除草等の環境整備の計画について再質問いたします。環境整備計画というようなことがあれば、当然その費用が発生すると思います。今現在、昨年度の成果についての特別委員会をやっておりますけれども、この公園についてはそれぞれの課が担当しているというようなことで、どれぐらいの経費が使われているのかというのはちょっと私は計算できませんでした。この13の公園の経費、年間の当然計画があるでしょうから、この経費について、昨年度でも結構です。あるいは、今年度でも結構ですので、その経費についての金額について把握して

あればお答えいただきたいと思います。

○遠藤 満議長 小野好生都市建設課長。

○小野好生都市建設課長 ただいまの質問にお答えいたします。

私からは釣師防災緑地公園と、あと駅前の2号、3号公園が管轄となっておりますので、お答えいたしますが、2号、3号公園については、今都市建設課で草刈り作業を個人の数名の委託の方にお願いしております、その中で管理をしております。釣師防災緑地については、今回の決算特別委員会でもお示しをしましたが、あそこの管理をしていただいている委託料として3,150万円、細かな数字は手元にございませんが、そのほかに光熱水費がかかっております。

以上です。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 私からは農村公園につきましてお答えしたいと思います。

農村公園につきましては、既に議員に管理箇所数をお示ししておりますけれども、7箇所ございます。このうち6箇所につきましては基本的に地区と覚書を交わしております、地区で維持管理、点検等々もしていただいているということで、基本的には町の負担はないということになっております。ただ、ふれあい広場が1箇所あるのですけれども、これにつきましては沢口地区に当時の事業の内容的に造らなければいけなかったという部分がありまして、これは町が主体的に整備をしたという事実がございます。こちらについては、今、細かな光熱費の金額を把握しておりませんが、その程度の金額と、あとは地区に草刈りを2度ほどお願いしておりますけれども、そちらの費用だけとなっているところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 私からは、総合公園について答弁させていただきたいと思います。

総合公園につきましては、公園の整備管理人ということで会計年度任用職員2名を雇用しております、その2名について施設全体の除草作業をしていただいております。また、遊具の定期点検につきましては、年1回専門業者に委託をして点検をしていただいているところです。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 金額は分からなかったにせよ、それ相当の予算をもって運営しているというような答弁であったかと思います。

そこで、私なりに見た状況をお話ししますと、釣師の公園については当然大変なお金を費やしてやっておりますので、納得できるようなものだと私は思っております。ただ、農村公園と称するものが、先ほど町長からもありましたけれども、30年も経過している、そういったところであるとい

うようなことであります。30年経過したから、それはもうそのまま放っておけばいいのだというようなものではないと思うのです。確かに先ほどあった地区との書面の申合せをして、そして恐らくはそのところというのですか、それぞれの地区で管理してくださいよというようなことであろうかと思いますけれども、私このところずっと見たときに、今泉地区の農村公園を探すのに一苦労したのです。何人かに話聞いたところ、どこにあるのかなという人もいるし、あそこはどこどこにありますよ、でも今草ぼうぼうですよというような、そういったところもありましたし、また二羽渡の公園も、これも農村公園だと思うのですけれども、きれいになっていたところもあった。そういうところも見てきました。ただ、それはやっぱり町とその地区との計画というか、文書を交わして管理を委託しているというようなところであったとしても、町でそこは管理しているものであると思うので、これらについてもやはり町である程度は計画的に見回って、これこういうような状態にあるのですけれどもというような、そういう声掛けも必要でないかと思います。その点について、そういったことはやっているのかどうか、その辺について改めてお伺いいたします。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えします。

私も何度か農村公園を回って見させていただいた部分もございます。管理をしっかりやっている場所と、やったのだろうけれども、ちょっと時間たったのかなというような場所もあると思っていたところでございます。そういう意味でいいと、地区内の農村公園、均等に維持管理されるべきなのかなと思っていたところでございますので、地域の方にその管理関係の面で改めてお話ししさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 それから、教育総務課で管理しているというようなことで、総合公園なのですけれども、私近くに住んでいるものですから、毎朝あそこのところをちょっと散歩しているのです。そしたら、何人かの人があそこを散歩して、中には犬を連れて散歩している人もいたのです。しかし、この頃は犬を連れて散歩する人が私が歩いている時間帯にはなくなりました。というのは、そこにペットを入れて駄目ですよというような看板があるのです。それを見て朝の犬を連れての散歩をやめたのかなというような、これはあくまでも私の勝手な解釈なのですけれども、やはり各市町村に聞いてみると、動物、ペット駄目ですよというようなところがあったり、あるいは看板がないから連れてこられても仕方がないというような見方をしている市町村もあるみたいです。ただ、全体的に見るとペットは駄目ですよというような表示をしているのは総合公園と、それから釣師にあるみんなの広場ですか、あそぐらいだと思うのですけれども、町内の全ての公園がペットお断りですよというような考えているのかどうか、それについてお伺いします。

○遠藤 満議長 休議します。

午後 2時11分 休憩

---

午後 2時12分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

吉田博議員。

○5番吉田 博議員 公園の環境整備についてお伺いします。

それぞれ町内にある公園の中にペット禁止というような立札があるところと、それがないところがあります。これは、一つの公園を管理する上において必要な事柄ではないかと私は思いますけれども、必要な事柄だからこそ、ペット禁止ですよという看板を立てていると思います。それが立てているところと立てていない公園があります。これは何か意味があるのですか。それをお伺いします。

○遠藤 満議長 小野好生都市建設課長。

○小野好生都市建設課長 お答えいたします。

釣師防災緑地に関しましては、設置する際にいろいろ府内でも検討いたしました結果、現在のようなペット不可ということになっております。理由としては、不特定多数が多く訪れる、犬を嫌いな方もいらっしゃるというところがありますので、そういった意味で禁止しております。

以上です。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 総合公園の部分につきましてお答えしたいと思います。

犬を散歩に連れて歩く方が多いようなのですけれども、そういった際に、犬がふんとかをした際に、マナーとして実際は、ふんを持ち帰っていただくというのがマナーだと思うのですが、そこを守らない方が多く見受けられるということで、そういったところで多くの方が利用される施設ということで、ほかの方の不快感がないようにということで、その対策の一つとして立て看板を立てていただいているところです。

以上です。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 農村公園につきましてお答えします。

農村公園につきましては、ペットの禁止の立て看板はつけておりません。これは何か理由があるというわけではなくて、地区の憩いの場であるということで、特段町で制限するということはしておりません。

以上でございます。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 それでは、次の質問に移ります。

防災機能を有する公園についてでありますけれども、私は東日本大震災のときに、家屋の倒壊あるいは津波によるけが人などを想定いたしまして、とっさの思いで避難するときに近くの人たちに車で緑地公園に避難しろというような呼びかけをいたしました。なぜなら新地には救急車が1台しかないというような思いがあって、それで大きな地震なので、多くのけが人が発生した場合のことを判断して車で緑地公園に避難してくれというようなお願いした経緯があります。幸いにして、大戸浜の緑地公園では負傷者が1名ありまして、新地の救急車1台でそれが間に合ったというようになりました。津波によって大戸浜の公会堂は破壊されました、そのとき。しかし、その緑地公園には多くの避難者がありまして、だんだんと時間がたつにつれて寒さも増してきました。しかし、その駐車場に多くの自家用車で避難した方がいて、その人たちの車に分乗して、そこに避難した人たちみんながいわゆるいのちの道を通って今泉経由で体育館に避難したというようなことがありました。そこで、これらの公園整備については駐車場を広くしたり、あるいは夜間の照明とか水道の設備をしたり、やっぱり防災機能を持った公園が必要ではないでしょうかというような思いで今回の質問をしたわけですけれども、改めて全てにそういうものが必要ではないかというような思いをいたします。先ほどの町長の答弁は答弁で分かりますけれども、私はこういった機能、例えば緑地公園とか、そういった大きなところにばかり避難するのではないかと思うのです。どんな災害があるか想定はできませんけれども。ですから、公園と名のつくところにせめてもの明かりと水が供給できるような、そういうような設備をすべきではないかというようなことをお伺いしている。

○遠藤 満議長 小野好生都市建設課長。

○小野好生都市建設課長 私からは、釣師防災緑地公園と駅前の関係でお答えしたいと思いますが、釣師防災緑地は、先ほどの答弁にもございましたように、そもそも防災機能を備えております。津波災害の場合は避難所には当然なりませんので、そこは釣師防災緑地については減災機能を持たせているということでご理解いただければと思いますが、それから駅前の2号、3号、1号も含めました公園につきましては、駅前については一時避難所として防災センターがもう既に近くにございますので、そこの整備は不要かなという考え方でございます。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 私の言っていることは、今課長が答弁したように、そういった設備のあるようなどころに必ずしも全員が避難できる、そういった災害ではないのではないかと。そういう観点から少しでも多くの災害避難時に有効な機能を持った、そういった公園づくりが必要ではないのですかというような質問をいたしました。ですから、課長の思っているような大きなところに避難しろといつても、やっぱり無理な避難体制というのがあるのではないかと思いますので、今後そういうことでの設備設計をお願いしたいと思います。

そして、4番目ですが、老朽化した施設、これらについてやはり人口減というようなこともあります

うかと思いますし、これらの維持管理というようなことがなかなか大変だと思います。については、ある程度公園の統廃合というようなことも私は必要ではないかと思うのですけれども、これらについてもう一度答弁をお願いします。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えします。

老朽化した施設ということで農村公園のことをおっしゃっているのかなと思いますが、前段の町長の答弁にありましたとおり、農村公園につきましては地区の要望によって整備され、整備後は維持管理等を地区にお願いしているというような状況でございます。先ほどの再質問でもありましたけれども、管理の在り方についてのことでありました。今の統廃合ということでございますが、そういうような話も含めて実際どうあるべきかということを改めて考えていくべきだと思います。

以上でございます。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 続いて、ダニの感染問題について、改めて質問させていただきます。

先ほど町長の答弁にもありましたSFTS、重症熱性血小板減少症候群というような病気があるというようなことありますが、やはり私もこれをちょっと調べてみたら、ダニの感染で一番多いのが草むら、特に湿気のある草むらということだそうでございます。それで、子どもたちがそういったところに入った場合に感染しない防止の一つとして、やはり除草をしっかりやっていただきたいと思いますけれども、除草計画、これは先ほど言った農村公園ですか、それには覚書の中にはそういった除草については広く書かれているというような文言はないですか。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えします。

町と地区とで交わしている覚書の内容ということでございますけれども、管理の範囲の関係では、年何回草刈りしなさいとか、そういったものをうたっているわけではありません。あくまでもその地区ごとの裁量でもって管理していただくというような形になってございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 今後、その覚書にないとしても、もう一回そういった管理について、それぞれの地区の皆さんとお話しをしていただきたいと思います。

続きまして、マスタープランについてでありますけれども、このプランの5ページに計画のローリングということで記載されております。ただ、先ほども言われたように、コロナがあったり、あるいはいろんな関係で遅れているというのは否めないと思います。これらについて、1点目、2点目について、まず我々の生活、これには最も重要なのは道路の整備ではないかと思います。道路の整備についてやはり徹底した議論をしていただきたい、あるいは町の職員の人、あるいは恐らくは区

令和7年9月定例会

長さんたちの会合を持っていると思うので、こういった点については充分に議論をして、よりよい道路整備をしていただきたいと思います。

最後に、また公園について、これは私の思いでありますけれども、公園を見て歩いていたときに、原添のところに家屋解体をしたところがあります。そのときに、裁判なんかもあって解体した土地を所有しているみたいですけれども、ここに行って私その公園調査したときに、10周年記念というようなポールがあったものですから、何の10周年記念かなと思って手で触って枝を払ったのです。そうしたら、ちくっとなって、もう5分から10分ぐらい、とてもではないけれども痛い思いをしました。ですから、あそこのところを管理しているのは町だと思いますので、あそこのところに行って、子どもたちがあれを触って痛い思いをするようなことのないように、あそこの木ですね、あれをちょっと確認していただきて、子どもたちがけがをしないような、そういったお計らいをしていただきたいと思います。

以上をもちまして本日の私の質問を閉じさせていただきたいと思います。

○遠藤 満議長 これで5番、吉田博議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を取ります。

午後 2時27分 休憩

---

午後 2時40分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番、牛坂毅志議員。

[3番 牛坂毅志議員登壇](拍手)

○3番牛坂毅志議員 私は、行政にできること、行政にできないことを中心に質問したいと思います。

受付順位4番、議席番号3番、牛坂毅志議員です。よろしくお願いいたします。

私は、大堀町長へ4件の質問をさせていただきます。まず、1件目は、新地町の福祉施策についてであります。質問の要旨の1は、特老などの施設に入所できない方に対し、どのように支援するのか町長にお伺いいたします。

要旨の2は、子育てに困難や不安を抱える家庭の支援について、どのように支援するのか町長にお伺いいたします。

次に、2件目は、新地町独自の物価上昇対策についてであります。質問の要旨1は、物価上昇により町民の暮らししが圧迫されている現状を町長は把握しているのかお伺いいたします。

要旨の2は、どのような政策があるのか町長の考えをお伺いいたしたいと思います。

次に、3件目は、新地町農業委員会の許可権の見直しについてであります。質問の要旨は、新地町農業委員会では現在農地法第3条の許可権のみであります。時代の流れを考慮し、農地法第4条、

農地法第5条についても、許可権を福島県から新地町へ権限の移譲ができるよう進めるべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、4件目は、福島県相馬港利用促進協議会についてであります。質問の要旨は、福島県相馬港利用促進協議会では、新聞報道によりますと、国土交通省と福島県に要望をした旨の記事がありましたが、どのような要望の内容なのか町長にお伺いいたしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

[大堀 武町長登壇]

○大堀 武町長 3番、牛坂毅志議員の質問にお答えをいたします。

初めに、新地町の福祉施策について、1点目、特老などの施設に入所できない方に対し、どのように支援するのか町長に伺うについてですが、介護保険制度を利用して施設入所するためには、まずは要介護の認定を受ける必要があります。その介護度に応じて施設の利用も可能となります。その中でも特別養護老人ホームは希望者が多く、町内の特別養護老人ホームでは約80名の待機者がいると伺っております。介護度や世帯の状況、健康状態を勘案して優先順位を決めて入所させていると伺っております。申込みをしたが、すぐ入所できず待機することになった場合には、入所できるまでの期間は現在受けている介護サービスを見直すことでの在宅介護を維持する方法、ほかには特別養護老人ホームへの短期入所の利用、またはそれ以外の入所施設である老人保健福祉施設、認知症対応型グループホームなど施設を利用するなど、ほかの制度を案内しております。具体的には、利用者またはその家族と担当のケアマネジャー等が相談して介護サービスを決めていくことになります。最終的には本人の意思確認であって、そこで入所あるいは利用が決まると考えております。

2点目、子育てに困難や不安を抱える家庭への支援について、どのように支援するのか町長に伺うについてですが、町では子育て相談については子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠、出産、育児まで関係各所と連携を取りながら様々な支援を行っております。加えて、乳幼児健康診査や訪問等で経過観察が必要となった乳幼児とその保護者に対し、相談会や教室への参加を促し、不安の軽減を図り支援しております。また、子育てに困難や不安を抱える家庭の多くは、ひとり親家庭や障害を持ったお子さんのいる家庭だと思いますが、経済的な支援として、ひとり親家庭には児童扶養手当の支給、障害を持ったお子さんがいる家庭では特別児童扶養手当の支給があります。さらに、障害を持ったお子さんの場合は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児のためのサービスがあります。また、子どもに適したサービス、事業所の選択、決定を家庭だけでは判断しづらいケースも多く、利用者側の不安や悩みの軽減を図り、適切なサービスの受給につながるよう、相談支援事業のサービスもあります。

次に、新地町独自の物価上昇対策について、1点目、物価上昇により町民の暮らしが圧迫されている現状を町長は把握しているのか伺うについてですが、総務省の家計調査報告、2025年6月によ

ると、2人以上の世帯の消費支出額は1世帯当たり平均29万5,419円、1年前の2024年6月は28万888円、前年の2023年6月は27万5,545円となっており、毎年継続的に支出額が増えています。物価が上昇している傾向で、当町の町民も同様と推測しております。

2点目、どのような政策があるのか町長の考えを伺うについてですが、物価上昇対策については、令和4年度から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し実施しております。また、単年度事業でも実施をしております。令和4年度の原油価格・物価高騰対応分としては、物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業、漁船省エネ対策支援事業、肥料高騰緊急対策事業を実施いたしました。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分としましては、省エネ家電買い換え支援事業、社会福祉施設原油価格高騰対策事業補助金、運送業者事業継続支援金、宿泊施設事業継続支援金、農林水産業事業継続支援金等を実施いたしました。令和5年度につきましては、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給したほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援事業を実施いたしました。また、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分といたしましては、町内公共施設エネルギー価格高騰対策事業として、町内公共施設における光熱費等高騰対応分に活用いたしました。令和6年度につきましては、物価高騰対応臨時特別給付金として、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し給付金等を支給いたしました。また、低所得世帯を除く世帯、2,145世帯に対し、物価高騰対応臨時支援交付金、1世帯5,000円を町単独事業として給付しております。今後も物価上昇につきましては、国や県の情勢を注視していきたいと考えております。

次に、新地町農業委員会の許可権の見直しについて、新地町農業委員会では現在農地法第3条の許可権のみであり、時代の流れを考慮し、農地法第4条、農地法第5条についても、許可権を県から新地町へ権限の移譲ができるよう進めるべきと考えるが、町長の考えを伺うについてお答えいたします。令和7年4月1日現在の県内において農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可の権限移譲を受けている市町村は、農業施設への転用の場合など一部の転用に限られた許可権限を除き、4ヘクタール以下の農地転用許可権限が10市、2ヘクタール以下の農地転用許可権限が3市町村、30アール以下の農地転用許可権限が4町村、計17市町村となっております。農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可について、県から市町村に権限移譲となった場合は、申請から許可までの期間が短縮されますが、一方でそれらの手続に係る事務量が増加すると同時に、転用に係る様々な対応に追われることなどが、容易に推測されます。このような状況を鑑み、全県下においての権限移譲が進んでいない状況であると考えております。当町においても各部署において限られた職員数での行政事務の執行をしている中、農業委員会の事務量の増加に伴う人員の対応をすることは、現時点では非常に難しいと考えております。このような状況でありますので、現時点では農地転用許可の権限移譲を受ける状況にはないものと考えております。したがって、引き続き現体制において農

地転用許可申請に係る事務処理の迅速化に努めてまいります。

次に、福島県相馬港利用促進協議会について、福島県相馬港利用促進協議会では、新聞報道によると、国土交通省と福島県に要望をした旨の記事があったが、どのような要望か町長に伺うについてですが、福島県相馬港利用促進協議会は、令和7年度事業において、国土交通省及び福島県に対し、相馬港の利用促進につながる港湾施設の整備促進や相馬港を起点とした物流に関する交通網の整備促進などを要望活動として実施する方針です。昨年度は10月に国土交通省東北地方整備局及び福島県に対し、重要港湾相馬港の整備促進についてとして、相馬港3号ふ頭国際物流ターミナルの岸壁延伸に着手することや港内静穏度を向上させ、安全で効率的な荷役を可能にするため、南防波堤の整備を促進することなどを要望いたしました。今年度についても7月にいわき国道事務所に対し、常磐自動車道、一般国道6号の整備促進に関する要望書を提出し、常磐自動車道の早期4車線化などを要望しております。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 ありがとうございます。しかし、私は、町長は政治家ですので、課長もいるのですけれども、やっぱり私ら議員は住民代表であります。ですから、細かいことは私もできる限り担当課に行っていろいろ話しているのですけれども、やっぱり町長に聞きたいことはこの場でないと聞けないものですから、町長の誠意ある回答をもらわないと、私たちはやっぱり町民の血税でやっているわけですから、それを運営するのが町長であります。それはやっぱり必死になってやってもらわないと私たちは困ります。

それで、1番、新地町の福祉施策について、今町長から丁寧なご説明ありましたけれども、私は入所できない人、この人たちはやっぱり若い方は一生懸命働いてきたのです。ですから、私もそうですけれども、やっぱり体が動かない何だかんだで、そうすると人の手を借りないとできないのです。ですから、町長も特老の責任者もやって分かると思うのですけれども、やっぱりもう少し助けるような何かないか、その工夫がないか、その答えを聞きたいのです、町長に。よろしくお願いします。なければないでいいです。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 非常に、政治家ということで何でもできるわけではありません、はっきり言いまして。介護保険は制度があって、その中の運用であります。特に特別養護老人ホーム含めて、施設は新地町の人だけを入れるとか、そういう定めはなくて、全国どこからでも入れて、入ることができるというような状況であります。先ほど約80名の待機者とお話をしましたが、新地の町民だけを見るとその約半分です。また、その半分のうち、もしかするといろんな施設を利用している方が、あるいは入所している方もおられます。その部分については、町で全てを把握しているわけではないので、ここで数字を上げるわけにはいきませんが、最大限介護度3以上の認定を受けた方が、町

## 令和7年9月定例会

民の方が困っているときは、なるべくそういった町内にある特老2箇所に入れるものであればということで、できるだけ配慮はしてもらっているものと私は考えておりますので、そういった部分をぜひ家族を含めて、そして本人がまず了解しなければ駄目だということなのです。ケアマネジャーに聞いてもらうと分かるとおり、隣の人が、あるいは息子、娘が父ちゃん、母ちゃん入れって言っても、本人が納得しないとなかなか行かないというのがございますので、そういった部分含めていろいろケアマネジャーさんに聞いていただければその実態が分かってくると。あと、先ほどお話ししたようにいろんな利用方法もございますので、その中で、つなぎの中でショートを利用するとか、つなぎの中で違うところの施設にちょっと入るとか、そういったことをぜひ計画的にやっていただいて、新地の特老も近間にいれば一番いいのだということで、価格的にも多分一番安価だと思いますので、そういった活用をしながらということで、ぜひ説明もそういったことでお願いしたいなと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 私言葉悪くて申し訳ないですけれども、何回も言いますけれども、やれることはやれないこと、私分かっています、そのくらいは。ですから、町長のやれることをぜひ前面に出してやってもらいたいと、それだけです。新地町の福祉施策というのはやっぱり住みよい新地町につながると思いますので、ぜひこれは町長よろしくお願ひします。

2番、新地町独自の物価上昇対策について。町長やったのは分かっています。単年度でも5,000円、ありがたかったです。ですから、これを反対する人はいないと思うのです、町長。ですから、これは町長の、新聞等でもいろいろ数字的にも報道されていますけれども、やれる範囲でいいですので、これはぜひ今やらないと、あとやれるタイミングがないと思うのです。だから、ぜひこれ、やれないことはやれないでいいです。ただ、チャンスは今きりないと思います。どうでしょうか、町長。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 この物価上昇対策は、国では多くが低所得者というようなことでの位置づけでかなりの支援策が盛り込まれてきました。そんな中で町としては、そういった方以外も大変だということで均等割だけの世帯にも実施をしました。さらに、それだけではないだろうということで、それ以外の方も、一方が2万円のとき5,000円って金額の差はあるかもしれません、そういった支援策を実施しております。ただ、町がお金がいくらもあるという状況では非常にはないというのが現実でありますので、そういった予算と将来に負担が残らないことを考えながら、できる範囲を実施していきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 了解です。

次に、3番、新地町の農業委員会の許可権の見直しについてありますけれども、実情はやっぱり事務的にもかかると、さらにスタッフもいないと、それは承知ですけれども、人口を増やすチャンスでないかと私は思うのです、町長。やっぱり数が少ないとほかの市町村はやらないと、だから見てやると、それでは非積極的になると思うのです。ですから、人口対策も含めてやはりこれは何かやらないと、これ私チャンスだと思うのです。ですから、もう一度町長の答弁をお願いします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 町の職員の状況というのは議員の皆さんのが一番理解しているかと思います。今職員の採用についてもなかなか厳しい状況が続いております。特に新地町は、保育所という大きな事業を担っております。全て行政でやっているというのはなかなか、それも3保育所を抱えているというのは、この小さい自治体では非常に厳しい状況があります。ただ、それも子育て支援を含めて対応する中ですから、それはそれで頑張っていこうということですが、そこにも人材不足があるということです。財政的な部分、それはそれとして、ただ人の確保が非常に厳しいのだということです。ですから、この農業委員会の部分、移譲を受けても本当に間違なくやっていけるかということを考えたとき、少しままだ不安が残っております。そういった中で現状を維持しないと、今多分数値は、皆さん方は経常収支比率というのは100を超えてるというのを分かっていると思うのですが、特別交付税で来ている分を除いても90ぐらいかなと。非常に厳しい、危ない自治体に来ているということも事実でありますので、これ以上人を増やしたいといつても非常に厳しいと。それは、財政的にも厳しいのかもしれません、問題はここに来てくれる人がいないということです。ですから、本年も受験者ありましたが、2名合格を出しましたが、最終的に町に来てくれるというのは1名です。そういう状況が続いておりますので、この農業委員会の4条、5条につきましては、もうしばらく様子を見ながらやっていくしかないのではないかと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 分かりました。

次に、4番、福島県相馬港利用促進協議会について、これ町長も話したのですけれども、新地、相馬にとってはかなりのやっぱり将来の、今財政的にもどうのこうのと言われたのですけれども、これがやっぱりプラス思考に行くのではないかと私は思っているのです。ですから、私も調べたのですけれども、事務局は相馬市になっているのですよね。新地町ではどこの担当課なのですか。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 確かにこの相馬港利用促進協議会、事務局は相馬市であります。相馬港のほとんどが新地でありますが、やはり大体そいつたところの親分は市の部分が担当するというのが普通でありますので、ご理解いただきたいと。うちの担当窓口は、企画政策課が担当窓口になっておりま

令和7年9月定例会

す。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 それでは、利用促進協議会のメンバーというか、団体はどこですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 団体のメンバーですけれども、港湾関係の地元の企業さんとか、それから自治体、相馬、新地あります。それから、相馬市の商工会関係、新地の商工会、あと福島県土木部です。それから、自治体では南相馬市、こちらも入っております。そういったことで全部で会員的には39団体が会員になっております。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 新地町で入っているところは何団体ですか、39のうちの。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 お答えいたします。

数字が間違えていたら申し訳ないのですが、約10前後ということあります。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 それで、10前後の企業だと思うのですけれども、団体も自治体も入っていると思うのですけれども、この団体で新地的には集まって会議とか、そういうのはやらないのですよね。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問ですけれども、新地に在している企業が特別集まって打合せとか会議とかということはありません。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 しつこいのですけれども、この会議なんてやる方向ではありますか。やらない。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 今のところ新地だけで集まって会議をするという予定はございません。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 なぜかというと、相馬港のやっぱり利用促進協議会ですよね。これを利用するわけですから、あとメリット、デメリットも出てくると思うのです。やっぱりメリットはどんどんいかないと駄目だと思うのです。相馬市に事務局あります。新地町は担当は企画です。やっぱりち

よつとパワーちっちゃいと思うのです。そこら辺をやっぱり新地的に、政策になろうと思うのですけれども、やらないと、利用するのに相馬でやって新地の人は入られないと、そういうような現状になりかねないと思うのです。今やっぱり不景気ですから、いろいろ作戦あると思うのです。ですから、そこら辺は町長でなくて事務局レベルで相馬市の企画と調整しながら、うまい言葉で言えないのですけれども、新地的にやっても、悪い言葉では縛張的に外れるわけですから、新地町独自の作戦会議というか、そういうのもやりたいのだけれども、断らなくては駄目なのかな、そういうの。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 この協議体は、相馬港がいろんな荷役を含めてあんまり利活用が少ないと、そういったことがあるので、うちのほうの業者が利用というだけではなくて、相馬港から荷物を出す、あるいは相馬港に荷物を運んでくる、そこがメインになってくるということなので、今議員がおっしゃられたとおり、こちらの新地だけで会議しても、それほどうまくいくものではなくて、逆に今この中では相馬港から道路整備、今どんどん進んでいますが、山形県までを想定に入れながら、相馬港からとにかく荷物を出す、そしてここに入れて、そこから山形方面まで含めてやろうというのがこの協議会ですから、その中では港湾事務所を含めて、知事が名誉会長になっておりますし、そといった中で相馬港の利用促進をとにかく図っていくのだということです。そのためにはいろんな、例えば荷役をする機械が今2台あるのですけれども、もう償却年数がたってて残存価格1年しかないというぐらいで、ですからそといった機械も県とか国にも要望しながら、そういう設置してくれないかとか、そといった中身でやっていますので、町だけのどうこうというのではない。あとは、2号から3号から全部こっち、新地ですよね。どこの埠頭に入るかで町にも収入が増えるとか増えないとか、そういうことになってきますので、もっと大きな視点でぜひ考えていただければいいのかなと思います。そといった中で一生懸命やっているのですが、なかなか利用促進につながっていないというのが現状かなと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 ぜひ相馬港、これやっぱりビッグチャンスだと思いますので、頑張っていると言うのですけれども、町長、やっぱりさらに頑張って、新地町のためにぜひエネルギーを蓄えて頑張ってもらいたいと思います。

以上、私の質問を終わります。

○遠藤 満議長 これで3番、牛坂毅志議員の一般質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

令和7年9月定例会

ご苦労さまでした。

午後 3時15分 散会

# 第 4 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

## 令和7年第4回新地町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和7年9月18日（木曜日）午前10時開議

#### 第1 一般質問

2番 村上 勝則 議員

1. 駒ヶ嶺地区のメガソーラー建設計画について

10番 井上 和文 議員

1. 加齢性難聴者への対応について

2. 子ども誰でも通園制度について

3. 環境未来都市計画について

出席議員（11名）

1番	大	内	広	行	議員	2番	村	上	勝	則	議員
3番	牛	坂	毅	志	議員	4番	寺	島	博	文	議員
5番	吉	田	博	議員		6番	八	巻	秀	行	議員
8番	寺	島	浩	文	議員	9番	菊	地	正	文	議員
10番	井	上	和	文	議員	11番	水	戸	洋	一	議員
12番	遠	藤	満	議員							

欠席議員（1名）

7番 三宅信幸 議員

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	田晴	平
総務課長兼会計管理者	佐藤	武志
企画政策課長	小野	和彦
税務課長	中津川	秀樹
町民生活課長	岡田	健一
保健福祉課長	佐藤	茂文
産業振興課長兼農業委員会事務局長	加藤	伸二
都市建設課長	小野	好生
教育総務課長	木幡	邦枝

---

職務のための議場出席者

事務局長	大堀	勝文
書記	千葉	奈菜
書記	荒	萌生

午前10時00分 開 議

開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名であります。

なお、7番、三宅信幸議員は欠席届が提出されておりますので、ご報告します。

---

一般質問

○遠藤 満議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番、村上勝則議員。

[2番 村上勝則議員登壇](拍手)

○2番村上勝則議員 おはようございます。受付順位5番、議席番号2番、村上勝則です。

東日本大震災から14年半という月日がたちました。この間、再生可能エネルギー、その内容として太陽光、風力など、自然エネルギーを活用した事業が脚光を浴びてあります。福島県では、特に原発事故の影響等から積極的な導入が進んでおります。町内でも多くのところでソーラー発電を目にすることになりました。しかし、県内では大規模なメガソーラーに対して景観や森林伐採による雨水被害が取り沙汰され、また反射光、伏流熱などの問題から課題も浮き彫りになっております。福島市では、あまりにも数が多いために、0.5ヘクタール以上のソーラー発電に対し規制をかけるという対策が取られるようになりました。ちなみに、メガソーラーというのは、出力1,000キロワット、いわゆる1メガ以上をいうそうです。こうした中、駒ヶ嶺町に隣接する駒ヶ嶺西久保地区に新地駒ヶ嶺太陽光発電事業という話が持ち上がりました。

そこで、質問の内容ですが、駒ヶ嶺地区のメガソーラーについて、要旨の1、駒ヶ嶺地区にメガソーラー建設設計画が進んでいるが、この計画について町はどう考えているのか。

2つ目、計画における林地開発(1万4,235.7坪)などの許認可は県にあるものの、排水計画はあまり検討されていないまま進んでいるので、町が指導することは可能かどうか。

3つ目、駒ヶ嶺町地区は、これまで令和元年の台風による床下浸水被害が6戸ございました。こういった経験から、住民は豪雨時にこの地区から流れ出る雨水によって被害を懸念しております。この計画で安全が確保できるか、町の考え方をお伺いします。

なお、この質問を出す前に当たり、出した前後を挟んでですが、8月24日には地域住民への説明会がありました。その後、8月27日に区長宛てですが、中止という話がありまして、翌28日には訂正として延期するという形で区長に連絡があったそうです。延期の理由としては、当初計画していたより伐採箇所が多く、このままでは当初予定の工期では施工不能なため、再度工事全体を見直し、本工事を延期するという理由だそうです。この問題を問題視するのは、ご存じのとおり駒ヶ嶺町地

区、非常に排水が悪く、大雨時には決まって町の道路が、中心部の道路が川のような状態になって、浸水被害を懸念しているためあります。さらに、パネルに関して、30年という長きにわたる事業でありまして、風によるパネルが飛ばされた場合、パネルの発電は続いているということから、触ると非常に危険だということで、子どもたちにも危険が及ばないよう慎重に検討していただきたいということから提案した次第でございます。

なお、計画の概要については、場所は駒ヶ嶺字西久保、相馬共同火力の寮、すぐ西側から北に尾根まで、さらに尾根を下って北側に裏沢堤手前までの、面積にすると、坪数でいえば1万4,235坪ですが、面積では4万6,978平方メートル、出力は1,995キロアットということになっているようです。町の考えをお願いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 2番、村上勝則議員の質問にお答えをいたします。

初めに、駒ヶ嶺地区のメガソーラー建設設計画についての1点目、駒ヶ嶺地区にメガソーラー建設計画が進んでいるが、この計画について町はどう考えているのかについてですが、太陽光メガソーラー発電は、地球温暖化対策を推進する観点から、再生可能エネルギーの一つとして認識しております。しかし、地域の自然環境の保全や地域住民生活への配慮を欠くことなく、影響を及ぼさないことが重要だと考えております。関係する法令に沿った手続を経て、許可や届出を受け事業を実施することはもちろんですが、関係する地域住民へ事業について丁寧に説明し、理解を得られることが前提となって、初めて計画が進められるべきだと考えております。

ご質問の駒ヶ嶺地区のメガソーラー建設設計画については、先日、事業者から必要な経費や工期が大幅に増加するため中断するとの連絡を受けており、引き続き動向を注視してまいります。

2点目、計画における林地開発などの許可は県にあるものの、排水計画はあまり検討されていないまま進めているが、町が指導することは可能か伺うについてですが、福島林地開発許可制度事務処理要領によりますと、県は林地開発許可を受理した場合、関係する市町村長やその他必要と認められる被害関係者に対し、申請書の写し及び必要図書を添え、林地開発許可申請に関する意見書により当該開発行為に係る意見を求めるものとしております。意見としては、第1点として森林法第10条の2第2項第1号関連として、当該開発行為により土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させるおそれに関する事項、第2点として森林法第10条の2第2項第1号の2関連として、当該開発行為により水害を発生させるおそれに関する事項、第3点として森林法第10条の2第2項第2号関連として、当該開発行為により水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項、第4点として森林法第10条の2第2項第3号関連として、当該開発行為により環境を著しく悪化させるおそれに関する事項となっており、これら4つの事項以外についても意見を提出することができることになります。ご質問の駒ヶ嶺地区のメガソーラー建設設計画については、中断する旨の連絡を受

けており、福島県によれば事業者からの林地開発許可申請は提出されていないと聞いております。しかし、今後提出された場合には、町から意見を提出し、福島県が指導することになります。

3点目、駒町地区は、これまで台風による床下浸水などの被害を経験しており、住民は豪雨時にこの区域から流れ出る雨水による災害を懸念している。この計画で安全が確保できるか町の考えを伺うについてですが、先ほどお答えしたとおり、福島県は事業者から林地開発許可申請を受理した場合、関係する市町村長やその他必要と認められる利害関係者に対し、申請書の写し及び必要図書を添え、林地開発許可申請に関する意見書により当該開発行為に係る意見を求めるものとしてあります。町といたしましては、福島県から提示された申請書の写し及び必要図書を確認、福島県に対し意見書を提出することになりますが、事業者は現在この計画を中断しており、福島県に対し林地開発許可申請も提出されておりません。しかし、今後もし申請書が提出され、福島県から意見照会があった場合には、事業計画を充分に精査し、住民の皆さんのが懸念されている点も念頭に置きながら、意見を提出してまいりたいと考えております。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 大体県の許認可ということでくくられているように感じました。ただ、町としていわゆる2番の指導することは可能かどうかという点ではいかがなものでしょう。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 お答えいたします。

林地開発許可の制度の事務処理要領というものがございまして、それを見ますと、町長が先ほどお答えしたとおり、町には意見の提出が求められますので、事業者が県に出す、林地開発に出す申請書なり必要な書類、それを町にも意見照会として出されると思いますので、それを見て意見を出すという部分が町の役割というか、そういう制度になっているのかなと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 意見を出すに当たって、町が何をするかということを聞きたかったのですが、いわゆる許認可が県にあるということに対して、そこから来たものに対しての意見、この意見をまとめるために何をするかということを聞きたいわけです。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 お答えいたします。

県から意見の照会が担当課に来れば、担当課では関係する部署を集めて、その中で意見、関係する部署でどういった問題があるかとかということについて話し合いをして、町全体として意見書を作成をして県に出すということになります。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

令和7年9月定例会

○2番村上勝則議員 大体内容は予想どおりといいますか、そんな感じで受け取りましたけれども、いわゆる町としてこういった話が県から来ているということで、関係者に説明会とか、そういった周知するための方法として何か考えていることということはございませんか。

○遠藤 満議長 休議してください。

午前10時17分 休憩

---

午前10時19分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開します。

2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 地元に対して町がやるべきことは何かという質問だったのですが、いわゆるこういった事業についていろんな計画が林地開発、特に、先日八巻議員からありました大戸浜地区の残土埋立て処分場、それから新たに富倉地区の残土埋立て計画があるやに聞いております。こうした中で、いわゆる町として地域住民に知らしめて、単なる許認可が県だから町はいいのだということではなくて、いわゆる住民の意見を集約すべきではないかという考え方を私は持っているのですが、その辺についていかがお考えでしょうか。

○遠藤 満議長 休議します。

午前10時21分 休憩

---

午前10時22分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開します。

小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

事業者からそういった話が来たときには、町では福島県が指導する立場でありますので、福島県に対してよく事業者から地域住民に周知するように指導していただけるように話をていきたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 地権者、関係地域の住民とのいわゆるコミュニケーション、事業の周知、そういったものは必要かなと思います。町としては、県にお任せという感じで私は受け取りました。林地開発に当たっては、県は地元の意見を聞くようにということで、先ほど申し上げた8月24日に説明会を開いたようです。それで、その内容をもって県に申請するようにという指導を受けて説明会を開いたということでした。この計画が延期なのか、中断という町長の話ありましたけれども、中止なのか、それは分かりませんが、少なくとも用地は取得済みという話を聞いております。中止だ

とすれば、取得した山林、これをどうするのか、それが問題として残ります。別にこの問題に関して質問はしておりませんので、一方的に述べさせていただきますが、もしこれが海外、特に中国資本等に売却されれば、どんな利用をするのか非常に不安が残るということを感じております。この背景には、新地町に限らず、民有林の必要性が薄くなってきたということが挙げられると思います。かつて山は木を育てるとともに、まきは風呂やかまどの燃料として利用されました。しかし、ガスや電気へのエネルギー転換により、必要性が低くなってしましました。また、引き継ぐ後継者がいないということも大きな理由だと思います。そこで、山を買いたいという人がいれば、渡りに船とばかり売ってしまうのではないかと考えます。これは全国的な傾向だと思いますが、新地町でも例外ではないと思います。ただ、今後こういった計画がこの地区以外にも持ち上がらないとは限りません。ですから、地域住民に対する意向といいますか、内容の周知、そしてそこにどういった意見があるのか、住民任せでいいのかどうか、そこを含めて町として対応を決めていただき、県に報告していただきたいと思います。

以上です。終わりです。

○遠藤 満議長 これで2番、村上勝則議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

10番、井上和文議員。

[10番 井上和文議員登壇](拍手)

○10番井上和文議員 最後の質問になりました。私の質問は、加齢性難聴者への対応について、子ども誰でも通園制度について、環境未来都市計画について、それぞれご所見をお聞きするものでございます。

最初に、加齢性難聴者への対応についてお伺いをいたします。先般、町の敬老会が開催されました。配付された長寿番付によれば、100歳以上が12人おり、80歳から載る長寿番付も人数が増えて、名前も大分小さくなりました。4月1日現在で65歳以上は2,694人、高齢化率は36.2パーセントとなったようでございます。総務省によれば、日本の高齢者は3,619万人、高齢化率は29.4パーセントで、主要7か国G7でトップとのことです。また、総務省が1月に発表した労働力調査では、2024年の65歳以上の就業者数は930万人、高齢者のおよそ4人に1人は就業し、就業者全体の7人に1人は高齢者という計算になるようあります。高齢になると、耳が聞こえにくくなる、加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になります。高齢に伴う難聴というのは昔からあります。今は高齢者の社会参加や定年延長、再雇用で働く人が増えていることから、耳が聞こえにくいことが社会参加や働く上の大きな障害になっているわけであります。また、難聴により認知症になるリスクが高いことも指摘されております。ただ補聴器が保険適用でないため、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、いわゆる高度重度障害者、両耳の平均聴力が70デシベル以上とされており、非常にハードルが高いわけであ

## 令和7年9月定例会

ります。WHOでは41デシベル以上が推奨されているにもかかわらず、日本では70デシベル以上でなければ身体障害者の認定を受けられず、支給制度も受けられない現状がございます。日本補聴器工業会2018年調査によると、難聴を感じている人の補聴器所有率は14.4パーセントで、特に高齢者ほど所有していない人が多いとされております。また、介護保険努力支援交付金の目的中の認知症給付支援の取組状況に25年度、今年から新たに認知症の総合支援の一つとして、難聴高齢者の早期発見や早期介入の取組の評価指標が入りました。山形市では聴こえくっきり事業に取り組んでおり、補聴器購入補助に活用しているようあります。福島県内では、南相馬市をはじめ西郷村、二本松市、白河市、金山町、鏡石町、川俣町、矢吹町、会津若松市、浅川町、大玉村、天栄村、国見町、泉崎村、中島村、棚倉町、本宮市の合計17自治体、県内市町村の28.8パーセントが補助を実施しているようでございます。令和6年3月につくった新地町老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画では、計画策定の目的で、認知症が令和7年に約700万人、約5人に1人がなると予想されていて、認知症の方が認知症とともによりよく生きていくことができる環境づくりが求められているとうたっていますけれども、人生100年時代、よりよく生きていくためにも介護予防の認知症予防の一環として、補聴器購入助成を実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。ご所見をお聞かせください。

次に、子ども誰でも通園制度についてお伺いをいたします。子ども家庭庁のホームページを見ますと、子ども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設され、試験的事業として2024年、2025年の2年間を実施し、2026年、来年から全国の自治体での実施を求める方針のようあります。対象者は、生後6か月から満3歳の未就園児、実施場所は保育所や認定こども園など、利用は月10時間まで、利用料は1時間当たり300円程度、補助単価は子ども1人当たり1時間850円から1,300円、2026年の給付に当たり新たな公的単価が設定されるようあります。実施条件は、一時預かり事業の条件を適用するが、有資格者は2分の1となっているようでございます。

家庭で育つ3歳未満児の支援は大事ですが、様々な懸念がございます。第1に、事業制度そのものが抱える課題であります。2025年までは事業実施主体は市町村ですけれども、2026年度の本格実施からは利用者と事業者の直接契約になるようです。利用者は、国が推奨する総合支援システムを使い、施設の空き状況を調べ、情報を入力し予約するとなっていますが、それで子どもや保育の安全が担保できるかということでございます。事前面接をしながら実施するとか、現在行っているお試し保育等などしっかり担保しながら、子どもの状況、家庭の状況を踏まえながらの取組が大事ではないでしょうか。

2つ目は、子どもにとっての問題です。未就園の乳幼児を生後6か月から3歳児を受け入れると

ということは、受け入れるということをあまりに簡単に考えていないかという問題です。小さい子どもは、人見知りから始まり、親の後追いが激しい時期に慣れない場所で見知らぬ保育者に預けられる子どもの不安と負担は計り知れません。通常保育を受けている子どもたちの集団に短時間の子どもが不定期で入ってくるようになれば、混乱もあるかもしれません。

3つ目は、受け入れる側の保育現場の課題であります。短時間保育や初めての子どもを日々受け入れるには、充分な体制、保育のスキル、経験が必要であります。決算委員会でも明らかになりましたが、保育士の採用がないということや待機者の問題も明らかになっており、受け入れ体制が現段階で新地町としては万全とまではいっていないのではないかでしょうか。一時預かり事業の条件整備を進め、拡充すればいいのではないかとか、事故が起きた場合の責任や保険等についても明らかにならないのではないかという声も聞かれますけれども、26年度本格実施に向け、町として受け入れ態勢などどう考えておられるのか、基本方針をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、環境未来都市計画についてお尋ねをいたします。新地町は、2011年の大震災で多くの命、住まい、そしてふるさとの風景を失いました。そして、原発事故による放射能の健康不安や農業、漁業をはじめとする産業への風評被害などを乗り越え、復興計画を基に、生活再建をはじめ、安心して住み続けられるまちづくりを進めてきたわけでございます。第6次総合計画概要版の町長の挨拶でも、東日本大震災後に整備された新たな施設と既存の地域資源を活用し、産業の振興、交流人口の拡大に取り組み、若者世代の定住促進につなげていくと宣言されているわけであります。この流れの中で、新地町環境未来都市計画が平成24年5月に策定されました。26年4月に計画を更新していますので、策定から今年で13年、計画更新から11年目となるわけであります。環境未来都市は、国が1997年にエコタウン構想を進め、家電リサイクルなどが進み、2008年から環境モデル都市の取組がなされ、脱炭素に向けた活動に追加して、超高齢化社会への対応を含むその他地域独自の課題に高いレベルで取り組む地域を選定するもので、環境モデル都市の中からさらに厳選された地域が環境未来都市となるため、選定基準は厳しく、その分国による支援も手厚いとのことであります。町が進めた新地駅前市街地整備事業の中で、駅周辺まちづくりと一体的にエネルギーセンターをつくり、駅周辺エリアの東側の天然ガスパイプラインから分岐し天然ガスを引き込み、コーディネーションシステムにより駅周辺施設へ電気と熱を供給し、トリジエネレーションにより農業生産施設へ炭酸ガスを供給する自立分散型地域エネルギーシステムの事業化を目指し、農業施設は現在まだ未整備ですけれども、駅周辺のホテル、交流センター、商業施設に熱電気を供給してきたわけでございます。ただ、今年、温水を供給する配管からのお湯漏れ事故が連続して3回発生し、6月の段階では業者が調査しているが、原因不明であるとのことでありました。あれから3ヶ月、一番最初のお湯漏れから半年になりますけれども、その原因と再発防止策はどのようにになっているのでしょうか、明らかにしてください。

次に、エネルギーセンターの運用やスマートコミュニティ事業の現状と今後の展開方向について

お尋ねをいたします。石油資源開発株式会社、いわゆるJAPEXのホームページによると、環境共生型循環まちづくりに貢献する新地町スマートコミュニティ事業が一般財団法人新エネルギー財団による令和3年度新エネ大賞において、新エネルギー財団会長賞を受賞したことが載っております。新エネ大賞とは、新エネルギーの一層の導入促進と普及及び啓発を図るため、新エネルギーに対する商品及び新エネルギーの導入等、啓発活動で優れたものを表彰するものとされているようあります。エネルギーセンターには6年度決算でも指定管理料500万円、冷温水ポンプ定期部品取替えで129.8万円を支出しており、議会に配付されたスマートエナジー株式会社の経営状況を見ますと、第8期当期売上高は、熱導管漏水の影響もあり161万5,380円の損失となっているようあります。また、金融機関や町からの借金合計も3,053万8,000円あるようです。空き区画農業事業者の早期誘致が急がれますか、核となるエネルギーセンターやスマコミ事業の現状と今後の展開方向についてお聞かせをいただきたいと思います。

最後に、再生可能エネルギーの導入拡大への取組についてお伺いをいたします。福島県では、福島県地球温暖化対策推進計画をつくり、令和4年、2022年から令和12年、2030年度の9年間を計画期間とし、2030年度マイナス50パーセント、2040年度マイナス75パーセント、2050年度マイナス100パーセント、いわゆるカーボンニュートラルを目指すとしております。それを達成するために官民挙げて取り組むとしていますが、促進区域に含めることが適切でないと認められる地域としては、防災、地滑り、危険急傾斜地など、森林、保安林や森林法や協定地など、農地、農地法、農振地域等、自然地、自然公園、水環境等、景観文化財その他となっているようあります。前段にもメガソーラーの問題点が指摘されておりますが、ソーラーであれば何でもいいということでもございません。新地町では昨年10月に新地町役場地球温暖化対策実行計画事務事業編を作成し、計画期間を令和6年、2024年度から令和12年、2030年度とし、2023年度比で21パーセント削減を目標としております。計画が着実な推進を図るため、毎年前年度の年間エネルギー使用量を把握し取りまとめ、P D C Aサイクルで評価、見直しも行っており、計画の取組状況については公開周知をしていくこととありますけれども、役場のみならず、町全体の再生可能エネルギーの導入拡大への取組についてご所見をお聞かせください。

○遠藤 満議長 皆さんに申し上げます。暑苦しければ上着を脱いでもらってよろしいです。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 10番、井上和文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、加齢性難聴者への対応についての1点目、補聴器購入助成についてですが、現在町で行っている助成事業としては障害者総合支援法による補装具費支援制度、補聴器の購入費用給付があります。聴覚の低下により、障害者手帳をお持ちの方が対象で、購入費用の全部または一部を支給する制度となっております。直近の実績としては、令和3年度2件、令和4年度1件、令和5年度

及び令和6年度はございませんでした。引き続き国の制度の中で対応してまいりたいと思います。

次に、こども誰でも通園制度について、受入れ態勢等の基本方針についてですが、こども誰でも通園制度は大まかに言うと保育所等に通っていない6か月から満3歳未満の幼児が対象で、月10時間の枠内で保育所等を利用できる制度で、一時保育と違い、保護者の立場からの必要性で預けるものではなく、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援することが主な目的で、令和8年度から全国での本格実施となるスケジュールを踏まえ、当町では基本方針については、保育の質と安全確保を最優先としつつ、既存所児への影響に配慮して、人員配置、利用枠、時間、利用者負担、運営等を国の最終的な基準の内容を踏まえて決定してまいります。

次に、環境未来都市計画についての1点目、配管トラブルの原因と再発防止策についてですが、3月20日、新地町複合商業施設の商工会等が入居しているA1号棟北側の地下埋設温熱導管から漏水が発生いたしました。直ちに施工業者に補修工事及び原因究明の依頼を行い、4月2日に復旧いたしましたが、今度は5月18日に同施設のA1号棟東側の地下埋設温熱導管から漏水が発生いたしました。至急施工業者に補修工事の依頼を行い、5月22日に復旧しております。2度にわたる漏水発生の事象を受け、5月23日、町、新地スマートエナジー株式会社関係者、施設設計業者、施工業者、熱導管製造メーカーによる対策会議を開催し、3月20日に発生した1度目の漏水について、施工業者から中間報告を受けました。現場漏水箇所の温熱導管を持ち帰り、様々な検査を行ったが、過去にこのような事象の類似例もなく、いまだ原因特定に至っていないとのことであり、引き続き熱導管製造メーカーとして真摯に対応していくことになりました。このような中、6月1日に同じくA1号棟で3度目となる漏水が発生し、応急復旧のため、6月3日に複合商業施設と文化交流センターの間にバイパス管を設けました。6月13日には、今後、漏水等の事象が発生しても被害を最小限に抑えるため、ホテル温浴施設と文化交流センターの間において熱導管のバイパス化工事を実施いたしました。8月1日には、工事施工業者より2回目の中間報告書が提出されましたが、いまだ原因究明には至っておらず、町といたしましては、改めて早急に原因を究明するよう強く要請しているところであります。原因究明の一方、これから冬季に向け商業施設の需要家でも温熱の利用が始まることから、商業施設周りの温熱導管、管径が65ミリ、継手部分付近の熱導管を入れ替えるなどの温熱供給の準備を進めていきたいと考えており、今議会に補正予算を計上しているところであります。引き続き原因究明と再発防止策について事業者間で協議してまいります。

次に、環境未来都市計画についての2点目、エネルギーセンターの運用やスマートコミュニティ事業の現状と今後の展開方向についてですが、新地町が事業主体となり、経済産業省のスマートコミュニティ導入促進事業補助金を活用して、エネルギー・システムを構築した新地エネルギーセンターは、相馬港 LNG 基地の天然ガスや再生可能エネルギーを活用し、コージェネレーションシステムや熱源設備を用いて新地駅周辺施設へ熱電併給を行うとともに、駅周辺施設のエネルギー利用を

## 令和7年9月定例会

抑制するシステムを構築し、効率的なエネルギー利用を管理し、需給バランスの最適化を図るとして、2019年3月に新地町地産地消型エネルギー量を核とした復興まちづくり事業の熱電供給の整備が完了、新地スマートエナジー株式会社が指定管理者として2018年12月から管理運営を行っています。これまで新地駅周辺では、新地町複合商業施設と新地駅前フットサル場が2019年3月、民間施設であるホテル温浴施設が同年6月、2020年8月には新地町文化交流センターがオープンいたしました。本格的な運転開始から6年が経過し、機器の点検、部品交換など年次計画の下、実施しているところであります。今後の展開方向につきましては、新地駅周辺事業用地の空き区画について、事業者の早期誘致に努めるとともに、電気やLNGガス仕入れも含め物価上昇が続いている中で、安定的な経営基盤の確立に向け、指定管理者には効率的かつ効果的な施設運営を求めているところであります。

3点目、再生可能エネルギーの導入拡大への取組についてですが、エネルギー消費量の増加等に伴い、地球温暖化問題が深刻化し、再生可能エネルギーの活用が求められています。太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーについては、自然環境と地球資源の保全を損なうことなく、住民の意向と生態系への影響を適切に管理していく必要があります。財政可能エネルギーの導入拡大については、このような現状を踏まえると、安易な推進は避け、慎重な対応が必要であると考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それでは、再質問をします。

まず、補聴器購入の助成ですが、ただいま国の障害者の補助を引き続きやりますよということでした。いろいろ厚生労働省なんかも聞こえにくさを感じていませんかという聞こえの重要性をネットで公開して、補聴器使用について指摘をしているようですが、補聴器を使うことによる認知症の予防効果やQOL、クオリティー・オブ・ライフ改善ということも堂々と発信しているようで、私ちょっと時間なくて、そのネットまで見れなかつのですけれども、町として聞こえにくさそのものが生活の質を落とすと申しましょうか、自分の気持ちをうまく伝えられないなどストレスを感じるとか、コミュニケーションが円滑にいかなくなるとか、例えば車が近づいてくると気がつかないなど、交通事故が高くなるということを言われるわけですが、こういう認識はお持ちですか。

○遠藤 満議長 佐藤茂文保健福祉課長。

○佐藤茂文保健福祉課長 ただいまのご質問にお答えします。

耳の聞こえにくさによって生活の質が、質的なものについては下がるのではないかとは考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 私もこの質問の前に、ある方、2人ぐらいお聞きをしたのですが、1人は耳がかなり遠くなつて、補聴器も持っているのだけれども、なかなかつけても合わないということもあるのでしょうか、あれだということで、奥さんが入院をしたときに、私に何の報告もなく、家族なのに女房が突然いなくなつたとかということで私に強く訴えたことがございます。ちょうど娘さんが来て、泣きながら私のところに来て、病院に行ってくれないということで、いろいろ話を聞いたのですけれども、やっぱり耳が聞こえない、聞こえにくくなるということがコミュニケーション不足になっていく、そういうことによっていろんな家族間の誤解であるとか、いろんなことでそういう不都合が起きるということがあるのだろうと思います。前段話しましたけれども、日本は障害者対策なのです、耳の補聴器購入助成というのは。ただ、WHO、欧米なんかではもう健康医療の一環だと、これだけ差があるということだと思います。そういう中でも、厚労省などが、今関係課長会議を開いて、いろんな調査、研究をやっているという報告も見ました。いずれそういうことも出てくるのだろうと思いますけれども、大事なことは、今前段お話ししましたが、新地町かなり高齢化率が高くなつて、そういうお年寄りの方がどんどん増えてきていると。ただ、補聴器工業会が言うように、そういう補聴器がなかなか進まない。これ値段が高いからだという問題があるわけですけれども、こういったことに助成をしようという動きが県内でも3割近い自治体でやっているわけなのです。介護保険の努力支援交付金なんかにも補聴器のあれが点数化として、国でも今年から入れてきているようですけれども、ちょっと前はコロナの交付金を活用して、こういった活用もしたということもございました。初めにあった南相馬市では、もう応募が多くて補正を組んだという話もありますけれども、そういう元気老人の方々が増えていくということが町全体の活性化、生き生きとした老人福祉にもつながると思うのです。こういった点でもっと研究をしながら、やはり質の向上をさせると、こういった方向に持っていくという考え方、研究、分析、こういったものをしようという考え方はありませんか。

○遠藤 満議長 佐藤茂文保健福祉課長。

○佐藤茂文保健福祉課長 ただいまの質問にお答えします。

井上議員のおっしゃるとおり、こういったことにつきましては研究していきたいと思っています。  
以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 しっかり研究して、実際予算、条例をつくってください。新地町がつくった老人福祉計画と第9期介護保険事業計画、この冒頭に先ほども言いましたけれども、令和7年に、今年ですね。約700万人が認知症になると。5人に1人です。約5人に1人がなると言っています。そういうことを予想されているのです。そういう時代なのだろうと思います。いろんな認知症のリスク条件、また新聞なんかでもいろいろ見てみましたがけれども、最近は難聴のほかに高LDLコレステロールなんかもリスク要因になるよと。こういった14のリスク要因を全て取り除けば、45パー

## 令和7年9月定例会

セントが認知症を遅らせるか予防することが可能だというイギリスのランセット専門委員会の報告があるようですけれども、その中で難聴というのは7パーセントもあるわけで、これは数字として出ているわけですから、町としても5人に1人なるという現状、ぼけるという現状を考えていったらば、そういうリスクを1つでも2つでも下げていくために、そういう効果があるというものはやっぱり採用していくべきだと思います。これについて町長の考えを。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 こちらに振っていただきましたので。難聴、認知症の確かに原因としてはそういうものも多々あるのだろうと思います。ただ、今言われたように7パーセントという決して低くはないパーセントでありますので、先ほど課長答弁したとおり、これらについて研究をしながらということがあります、前提であります。ただ、やはりそこにはどのレベルまでやっていくのかという、そういう中で、研究の以前にそういう耳の検査を含めた部分の研究を併せてさせていただきながら、こういう状況ではやはり議員がおっしゃることをやっていったほうがいいかなという判断をさせていただきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 通告もしていなかったから、ここでお話だけしておきますが、私がずっと思っていたのは、なぜ補聴器がこんなに値段が高いのだろうかということであります。国ではいろんな研究開発減税、車とか医療とか何千億円とか何百億円とかってやっているのに、こういったものにもっとどんどんお金を使って、もっと安価にやれるようにやっぱり事務局レベルでも要望してほしいなと思っております。さらにはQOLというのですか、やっぱり交通事故をはじめ、いろいろ聞こえの問題で、高齢者ほど値段が高いからとても手が出ないという現実があると思います。そういう意味を1つでも2つでも助けるように、非常に取り急ぎ急いで分析しながら対応を実現していただければと思います。

次に入ります。保育所、先ほどいろいろ国の対応を見ながらやっていくということであります、国の最終的な細かい通達はまだ来ていないのかどうなのか。あるいは26年度からこういうことをやりますよと子ども家庭庁が言うわけですけれども、1点ずつやりますか。そういう通達が来ていますか。

○遠藤 満議長 佐藤茂文保健福祉課長。

○佐藤茂文保健福祉課長 最終的な通知というのはまだ来ておりません。令和6年から実施しておりますので、テスト的に実施しておりますので、令和7年3月時点で一応手引ということで、その中間の部分での手引は届いております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 令和7年3月、やるとすれば来年度の4月からということになるでしょうから、どうしてもこれ条例とかもつくっていかなければなりません。あとやっぱり問題はお金、私が一番言いたいのは体制が整っているのかと。そういう国でいろいろ言うけれども、町として対応でき得るのかと。今でも保育士が足りないとか、あるいは正職員ではなくて臨時もかなり入れながら合わしているわけですけれども、産休とかいろんな代替云々かんぬんもあるやにも伺っておりますけれども、新地町の現段階でそういうゆとりと申しましょうか、対応できるような器、人材としての器、そういうことがあるのかどうなのか、この辺を。

○遠藤 満議長 佐藤茂文保健福祉課長。

○佐藤茂文保健福祉課長 ただいまのご質問にお答えします。

現時点では対応できるのかといいますと、今の人員配置であれば受け入れ態勢はできませんが、11月に来年度の保育所の新規入所ということで申込みを行います。その後、既に入所している子どもたちに対し、保護者に対して、来年度の保育の入所の継続ということで確認を取りまして、保育所での来年度受け入れ人数を確定するわけなのですが、そういった状況を踏まえまして、人員配置については誰でも通園制度を実施できるように、その中にはどれくらいの受け入れをするかとか、そういったのも決めていくようになりますけれども、そういったのを含めて対応できるようにしていきたいと考えています。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 私がここの問題で一番言いたいのは、新地町は長い歴史で昔保育課というものがございました。これは福島県で新地町だけの時代がかなり続いて、私はこれは未来永劫残していくべきだって当時言った記憶があるぐらい、保育課というものがございました。4保育所ございまして、今3保育所に統合されましたけれども、累々と続いた保育の伝統がやっぱり今に来ているのだろうと思う。3歳未満児の、未満児はゼロ歳児から3歳未満、小さい子どもを親の働く働くかないにかかわらず支援する、それはそれでいいのだけれども、やっぱり新地の保育をする。保育をするというのは、託児所ではないので預かるだけではない、育てるのです。そういった基本的なことがしっかり担保できるようなやっぱり体制を、新地保育所に入ってよかったですと言えるような、次につながるような体制を取るのをやっぱりつかんで離さない、これをもってそういういろんな新しい制度も検討していく、そのためにはどれだけの人員が必要だ、どれだけの予算が必要だということもしっかり担保しながら進んでほしいなと思います。

次に進みます。配管トラブルの話です。原因がいまだに分からないということあります。我々には具体的に写真は見せられておりませんが、写真も見せられておると思いますが、この配管の破断したのはどこの部分なのでしょうか。どういうように破断をしたのかお聞かせください。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

これまで2回の中間報告がありまして、どういった部分がという部分は説明を受けております。まず1回目の漏水の部分で65ミリの部分が被害を受けまして、2回目の部分、こちらの部分も65ミリのパイプの漏水箇所があります。その部分、パイプ、継手、そういった部分を検査をいたしました。それと、あと2度にわたりましてバイパス化工事で65ミリと75ミリの部材を抜き取って、そういう部分で検査をしました。そうしたところ、65ミリのラインのうちの直管部分、延長が長い部分については異常はなかったのですけれども、曲管部分の継ぎ手付近に何らかの異常があるというか、そこの部分で管軸方向の亀裂、管の内部に管軸方向に亀裂があったということで、結局65ミリ部分の曲がり部分の近くに異常があったという部分であります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 パイプの、私たちの認識では継ぎ手の根っここのところから、接着、溶着というかが甘くて漏れたのかなと思ったら、いわゆるクラックというか、ひびが入っていて割れたということでおろしいですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 今議員のおっしゃるとおりで、曲がり部分のすぐ近くの直管部分に、管の中に管軸方向でひびが幾つか入っています、その大きいところから漏れたという認識であります。  
以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それで、原因が分からないということですが、今まで聞いたところによると、地震の調査で地震の影響はないということでよろしいですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

この配管の特徴としまして、軟弱地盤にも使用可能なものという製品で、耐震性に優れているとされているというものであります。それと、これまでの報告の中では、先ほども答弁したとおり、外からの圧力というよりも、管の内部からの亀裂によって漏水が生じたということかと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 もう一つは、通常運転でなったと伺っておりますが、エネルギーセンターの運転上の瑕疵はないという認識でよろしいですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

いまだ原因が特定されていない状況ではございますけれども、エネルギーセンターの運転は通常どおり変わらず運転したということで、そこが原因というか、瑕疵はないものと今のところ考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 6月議会でも申し上げましたけれども、町もエネルギーセンターも瑕疵がないということははっきりしているのであれば、原因は設計が悪いのか、施工が悪いのか、材質が悪いのか、その3つだと思うのです。それが現実にひびが入って漏れると、この現実を分かりません、分かりません、そうですか、そうですかではお話になりません。これいつまではっきりさせる、期限を切ってやるべきではないですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

現在、施工業者等で原因を究明されております。早急に町としましても原因が究明できないとその対策もできませんし、その後の賠償という課題もありますので、早急に究明し報告するように、今後もさらに業者に求めていきたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 賠償云々の話も出ました。先ほどエネルギーセンターの経営の話もしましたけれども、こういう配管事故でかなり経営の損害が出た。あわせて町でも、今度の補正で熱導管827万円、3回の破断を直すのでこれだけかかるのかどうなのか、ちょっと分かりませんけれども、それだけかかるということです。これはあれか、今後のあっちのほう、商業施設に配管入れ直すということなのかどうなのか分かりませんけれども、いずれにしても修理をする、あるいは今回バイパス管を入れた、この総事業費はどのくらいになるのですか。これもそれできちっとその原因を究明して、損害賠償と合わせて請求をする考え方をお持ちですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 今までかかった費用というのは、ちょっとまだ、申し訳ありません、今手元に資料がなくて、整理できていない状況であります。そういう町が被害を被った工事費用とか、そういう部分についても原因究明して、原因者が分かれればそちらに賠償を求めていくという考え方でございます。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 前回の議会でも、いつまでもこの結果が出ないのであれば、第三者委員会を設置をして、いわゆる第三者委員会というと専門家です、土木の専門家。しかも企業に全く無関係の

第三者ですから、公平性を持ってやると。弁護士なんかも入るのです、損害賠償も入りますから。その費用は、全てその原因者に負担をする、請求をするという形になるので、今現在、事業者にやっている、これ内部調査委員会みたいなものです、今やっているのは。それで結果が出ないのであれば、期限を決めて、これももう半年過ぎていますから、3月から。もう年内に第三者委員会を立ち上げて、今議会終わったら直ちに立ち上げるぐらいの喫緊性を持ってやっぱりやらないと、次から次にいろんな問題が出てきますし、この原因が分からなければここに書いてある再発防止策も打てないわけですから、やっぱりそういった意味では町の目玉ですから、これは。やっぱり急ぐべきだと思いますが、この辺どうですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまのご質問の件について、そういう考えだと思います。第三者調査につきましては、今施工業者で原因究明を急がせているところであります。その部分で今後の状況を見て検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 いずれにしてもこの問題は急いでほしいと思います。いつまでも来るのを待っているのではなくて、何月何日まで回答くれと、できなければこちらで動きますと、これぐらいの基本的なスタンスで取り組んでほしいなと思います。それぐらい大きな話ですから、これ。

もう一つは、2点目になります。エネルギーセンターの運用、スマコミ事業の現状と展開方向ですが、エネルギーセンターの運用の中で、やっぱりエネルギーセンターでもその結果を見て損害賠償とか請求するようになってくるだろうと思いますが、収支悪化の背景にはやはり昨日も話出したけれども、植物工場がなかなか出てこないということが1つあると思うのですけれども、まずこのエネルギーセンター、一応独立採算制で会社としてやっていますが、社長以下関係企業役員の中で、この植物工場、独立した企業ですから、植物工場の誘致というのはエネルギーセンターが行うのか。今のイメージだと、町が51パーセント出資しているから、町が何かやっているようなイメージがありますけれども、基本は出資会社も含めて協力してやはりいくというようなことなのかどうか、この辺も含めて、社長さんもおられますから、お聞かせください。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 スマートアグリの誘致の件でございます。スマートアグリ誘致につきましては、土地は町の土地であって、スマコミ事業は町でありますので、町が主体でやるのは当然なのですけれども、スマコミ事業、新地スマートエナジー株式会社が一緒に株主と入っている事業者、参画している企業でございますので、当然そういった事業者も一生懸命というか、事業者、例えば紹介してもらったりとか、そういったことで一緒に考えて共同でやっているという認識であります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 農業施設の誘致、今まで何か紆余曲折があって、当初は国の報告会なんかでも、もうこういう会社来るのですみたいな発表もした時期がありましたけれども、それが駄目になって、その後ずっとこういう感じで続いているわけですが、話が始まってもう10年までたたないのかな。もうかなりたつわけですけれども、今一緒にやっているということはあります、とにかくそれを誘致して、トリジエネレーションまで行けば、今の収支、経営は全く問題なく進むという認識でよろしいですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 スマートアグリ事業者の誘致につきましては、全力で取り組んで、一日も早く誘致をして、新地スマートエナジー社の経営の安定化にしていきたいと考えてございます。それが入って、スマートアグリが張りついで、それで新地スマートエナジー社の会社が経営が黒字になるかとかというのは、またそれは昨今の物価上昇等もありますので、それはそれとして一日も早いスマートアグリの誘致に努めたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 私ら最初、説明議会で受けたときに、スマコミ事業という形で、自立分散型でやるのですよということで、最初駅前のこういうエリアだけれども、これを町全体に広げていくのですよみたいなイメージで説明を受けた覚えがあります。町全体はともかく、役場の北側の住宅地と役場とか自営線を引いて、この辺の地域分散型のあれですよって、全国から視察者が多く増えるのかなみたいなイメージで思っておったのですが、そもそも発電容量が全く何百ワットぐらいでは問題にならないような数字なので、そこまではいかないのだろうなということを思いました。ただやっぱり大事なことは、今あるこのエリアだけでもきちっと動いていくように、今課長が言うように、農業施設をばっちりコンタクトして、やっぱり今のシステムを問題なく動かしていく、そこから次の展開方向を考えていくということにいかぬと、いつまでたっても先に進めないということで、頭を抱えるようになります。この辺はやっぱり力を入れながら、担当課任せということではなくて、町全体でやっぱり町の震災復興以外の復興計画の目玉でもありましたから、町全体の体制で取り組んでほしいなと思います。

最後に、再生可能エネルギーの導入拡大への問題をお話しします。震災後、かなり公共施設、あるいは各家庭の補助メニューなんかがありまして、町全体としてはエネルギーセンターも太陽光なんかありましたから、かなりのあれが割合としては増えているのかなと思いました。スマコミのちょっと今日資料を印刷してくるの忘れてしましたけれども、スマコミの最初の国に上げた資料の中に、2030年に8,000キロワットみたいな、8,000キロワットだな、というような数字を、これぐらい導入したい、目標みたいにしたいなんていうのがありましたから、今現在どのくらいになって

## 令和7年9月定例会

いるのかななんてちょっと思いましたけれども、6年度決算で見ましても12件、12世帯に太陽光の補助を上げているので、町全体でもそういった再生可能エネルギーが増えてきているのかなと思います。私が言いたいのは、やっぱり役場、もちろん進める側はやっていくわけですけれども、民間企業とか、特に発電所とか、LNGと石炭等ありますから、そういった炭酸ガス排出企業にも協力をお願いする。いろいろ町全体でそういうことを取り組んでいくのだよということの関係会議ではないですけれども、今県でもカーボンニュートラルということで進んでいるわけですから、だんだん時期が迫ってくれば各市町村担当者も集められて会議も増えてくるでしょうから、町として……

○遠藤 満議長 井上議員、発言持ち時間は終了しましたので、ここで……

○10番井上和文議員 そういうことを進めてほしいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上議員の一般質問はこれで終了いたします。

---

### 散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時28分 散会

## 第 4 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

## 令和7年第4回新地町議会定例会

### 議事日程（第4号）

令和7年9月19日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第32号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第33号 新地町議会議員及び新地町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第34号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第36号 令和7年度新地町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 5 議案第37号 令和7年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第 6 議案第38号 令和7年度新地町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第 7 議案第39号 令和7年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第 8 議案第40号 令和7年度新地町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 9 議案第41号 令和6年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第42号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第43号 令和6年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第44号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第45号 令和6年度新地町下水道事業会計決算認定について
- 第14 議発第 3号 専決事項の指定について
- 第15 議員派遣の件について
- 第16 閉会中の継続審査の申し出
- 第17 閉会中の所管事務等調査の申し出

出席議員（11名）

1番	大	内	広	行	議員	2番	村	上	勝	則	議員
3番	牛	坂	毅	志	議員	4番	寺	島	博	文	議員
5番	吉	田	博	議員		6番	八	巻	秀	行	議員
8番	寺	島	浩	文	議員	9番	菊	地	正	文	議員
10番	井	上	和	文	議員	11番	水	戸	洋	一	議員
12番	遠	藤	満	議員							

欠席議員（1名）

7番 三宅信幸 議員

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	田晴	平
総務課長兼会計管理者	佐藤	武志
企画政策課長	小野	彦
税務課長	中津川	秀樹
町民生活課長	岡田	健一
保健福祉課長	佐藤	茂文
産業振興課長兼農業委員会事務局長	加藤	伸二
都市建設課長	小野	好生
教育総務課長	木幡	邦枝

職務のための議場出席者

事務局長	大堀	勝文
書記	千葉	奈菜
書記	荒	萌生

午前10時00分 開 議

開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。  
ただいま出席している議員は11名であります。  
なお、7番、三宅信幸議員は欠席届が提出されておりますので、報告します。

---

議事日程の報告

○遠藤 満議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

議案第32号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第1、議案第32号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第32号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

議案第33号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第2、議案第33号 新地町議会議員及び新地町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

令和7年9月定例会

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第33号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 新地町議会議員及び新地町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第34号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第3、議案第34号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第34号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第36号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第4、議案第36号 令和7年度新地町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第36号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 令和7年度新地町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第37号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第5、議案第37号 令和7年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第37号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 令和7年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第38号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第6、議案第38号 令和7年度新地町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第38号についてを採決します。

令和7年9月定例会

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 令和7年度新地町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第39号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第7、議案第39号 令和7年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第39号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 令和7年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第40号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第8、議案第40号 令和7年度新地町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第40号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 令和7年度新地町下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

議案第41号～議案第45号の委員長報告、質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第9、議案第41号 令和6年度新地町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、議案第45号 令和6年度新地町下水道事業会計決算認定についてまでの令和6年度決算認定5件について一括議題とします。

議案第41号から議案第45号までの令和6年度決算認定5件について、決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。

寺島博文決算審査特別委員会委員長。

[寺島博文決算審査特別委員会委員長登壇]

○寺島博文決算審査特別委員会委員長

令和7年9月19日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

決算審査特別委員会委員長 寺 島 博 文

令和6年度新地町一般会計及び特別会計並びに事業会計歳入歳出決算審査報告書

議案第41号 令和6年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第42号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第43号 令和6年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第44号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第45号 令和6年度新地町下水道事業会計決算認定について

本特別委員会に付託された上記の議案は、審査した結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

審査意見

1 令和6年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入について

歳入決算額は66億1,426万2,000円で、前年度より6億6,119万8,000円の減となった。主な内容は、震災復興特別交付税が3億448万3,000円減少した。その他、国庫支出金が1億1,316万4,000円の減、県支出金が1億6,772万円の減となった。

町税は、23億7,845万5,000円で、前年度より1億9,969万円の増、その内、町民税が5,051万5,000円

## 令和7年9月定例会

減少し、固定資産税は、2億5,015万6,000円増加となった。一層の課税客体の把握と財源確保に努められたい。

### 歳出について

歳出決算額は62億6,873万8,000円で、前年度より3億1,328万5,000円の減となった。性質別の状況は、義務的経費が22億9,785万7,000円、投資的経費が9億1,693万4,000円、物件費や補助費などのその他の経費が30億5,394万7,000円となった。

- (1) 新地町コミュニティバス運行の見直しを図られたい。
- (2) 商業施設の誘致に全力で取り組まれたい。
- (3) 職員の採用を積極的に進められたい。
- (4) 職員の健康管理と適正な人的配置に努められたい。
- (5) 農業振興政策の展開に万全を期されたい。
- (6) 主要道路の安全対策及び環境整備を積極的に進められたい。
- (7) 河川・道路愛護作業の労力軽減策を進められたい。
- (8) 更なる学力向上に努めるとともに、ICT教育環境の一層の充実を図られたい。

### 2 令和6年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- ・町民の健康増進による医療費の抑制を図られたい。

### 3 令和6年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- ・包括支援事業の効果的な運用により、安心できる地域づくりを図られたい。

### 4 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- ・特に意見を付す事項がない。

### 5 令和6年度新地町下水道事業会計決算認定について

- ・適正な維持管理に努められたい。

以上であります。

○遠藤 満議長 決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第41号から議案第45号までの5件を一括採決いたします。

お諮りします。議案第41号から議案第45号までの決算認定5件に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、認定すべきとするものであります。委員長報告のとおり、認定することにご異議あり

ませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 令和6年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第42号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第43号 令和6年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第44号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号 令和6年度新地町下水道事業会計決算認定についての以上5件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 議発第3号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第14、議発第3号 専決事項の指定についてを議題とします。

提出者に説明を求めます。

寺島浩文議会運営委員会委員長。

[寺島浩文議会運営委員会委員長登壇]

○寺島浩文議会運営委員会委員長

議発第3号

#### 専決事項の指定について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和7年9月19日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者 議会運営委員会委員長 寺 島 浩 文

提案理由であります。地方自治法第96条第1項13号に規定する「法律上その義務に属する」国家賠償法あるいは民法の規定による損害賠償責任において、職員の過失行為等により、町が損害賠償債務を履行するため、もしくは、損害を与えられ和解をするには、議会の議決が必要となることから、あらかじめ一定の金額（100万円）を限度として町長に専決処分をする権限を与える、事務手続きの効率化を図るもの。

また、公共工事等の設計の数量確定などの内容精査により、軽微な変更額が生じた場合においては、議会の議決が必要となるが、円滑で迅速に事業を運営していく必要性のため、簡易な契約変更にあっては、町長に専決処分をする権限を与えるものであります。

専決事項の指定についてであります。新地町議会の権限に属する事項のうち、次の事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項に指定する。

1、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づく福島県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）を組織する地方公共団体の数の増減もしくは名称変更または組合規約の変更に関する

ること。

2、損害賠償に係る事件で、100万円以下の和解及び賠償に関すること。

3、議会の議決を経て締結した工事等の、契約金額の100分の5以内かつ500万円以内の変更に関すること。

附則として、この専決事項は、議会の議決の日から施行する。

2、平成8年6月18日指定を経た「専決事項の指定について」は、廃止する。

以上でございます。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから議発第3号の提出者に対する質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議発第3号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議発第3号 専決事項の指定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議員派遣の件について

○遠藤 満議長 日程第15、議員派遣の件についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり2件の議員派遣があります。

お諮りします。配付日程のとおり、議員派遣を決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、10月20日開催の福島県町村議会議員研修会及び10月21日開催の相馬地方市町村議会議員・幹部職員合同研修会に議員を派遣することに決定しました。

---

#### 閉会中の継続審査の申し出

○遠藤 満議長 日程第16、閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

総務文教常任委員会委員長から、令和7年請願第1号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願、令和7年陳情第6号 「インボイス制度廃止をもとめる意見書」の提出について及び産業厚生常任委員会委員長から、令和7年陳情第1号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情については、会議規則

第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和7年請願第1号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願、令和7年陳情第6号 「インボイス制度廃止をもとめる意見書」の提出について及び令和7年陳情第1号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情は、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 閉会中の所管事務等調査の申し出

○遠藤 満議長 日程第17、閉会中の所管事務等調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることについてご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 町長の挨拶

○遠藤 満議長 以上で、提案されました議案の全てが終了しました。

ここで、町長に挨拶を求めます。

大堀武町長。

[大堀 武町長登壇]

○大堀 武町長 令和7年第4回新地町議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとお忙しい中、今定例会にご出席いただき誠にありがとうございました。  
慎重にご審議の上、上程いたしました全ての議案の御議決をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

9月に入っても暑さが厳しい日や朝晩の寒暖差が大きい日など体調管理が難しい時期ですが、確実に朝晩の虫の声に秋の訪れを感じる時期になりました。そして、収穫の秋を迎え、何かとご多忙の日々が続くかと思いますが、新型コロナウイルス感染症等に注意されながら、ご健康にご留意さ

## 令和7年9月定例会

れ、議員活動にご精励いただきますよう心からお願ひを申し上げます。

また、明日は新地町ゆかりの画家4人展と横山孝雄原画展の開催に当たり、議員の皆様にご案内をしておりますので、大変お忙しい中とは存じますが、ご出席を賜りたいと存じますので、よろしくお願ひいたしまして、定例会閉会に当たってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

---

### 閉会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。9月5日から本日までの15日間にわたり、慎重にご審議をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

皆様には健康に充分留意され、今後ますますご活躍されますことをご祈念いたしまして、閉会に当たっての御礼の挨拶といたします。

以上で令和7年第4回新地町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前10時25分　閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

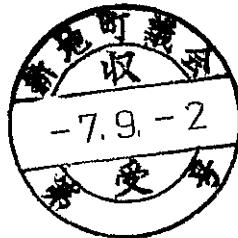
令和 7 年 月 日

議長遠藤満

署名議員村上勝則

署名議員牛坂毅志

# 参 考 资 料



令和7年9月2日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 寺 島 浩 文



### 所管事務の調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

#### 記

##### 1. 調査月日及び調査事項

- 7月16日 ○学校訪問（小・中学校）について  
8月22日 ○新地町コミュニティバスの現状と課題について

##### 2. 調査経過

町長、副町長、教育長、教育総務課長、企画政策課長及び関係職員の出席を求め、調査事項の資料提出及び説明を受け、審査、現地調査を行った。

##### 3. 調査結果

###### ○学校訪問（小・中学校）について

各学校の授業参観、校舎視察や校長等との懇談を通して、課題等の認識共有を図った。いじめに関しては、各校とも定期的に実態調査を行い、影響が小さいうちに対応する等、積極的なアプローチにより対応していることが伺えた。

保護者との良好な関係維持に関しては、コロナ禍を境に、保護者とのコミュニケーション機会の減少はあるものの、教員や管理職が登下校時、病欠時、家庭訪問（希望者）等を通じて対面による意思疎通を図るなど良好な関係が形成されていることが伺えた。本年度より実施している給食費の完全無償化に関しては、特に保護者等から意見は無いものの、地域食材の導入率向上、食育を積極的に進めている町内各校の給食の質は他自治体より格段に良いと教職員からの評価がある。継続する物価高騰により給食の質・量への影響も懸念されることから、それらを踏まえ引き続き適切な予算の確保に努められたい。

また、経年化する教育施設の、維持補修（雨漏り等）に関しては、予算を確保し対応しているが、引き続き適切な予算確保に努め、安全安心な教育環境維持に努められたい。

## ○新地町コミュニティバスの現状と課題について

### 【新地町コミュニティバス（しんちゃんバス）の現状】

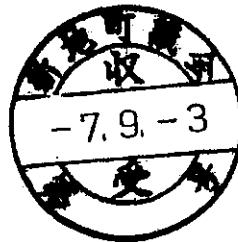
昨年7月より運行を始めてから1年が経過し、利用者数は運行日数335日で合計1,100人で、1日あたりの利用者数は平均3.3人となっており、運行開始当初目標の3,000人と比較すると、非常に低い数字となっている。

路線別利用者数では、駒ヶ嶺線が362人、福田線が738人となっており、福田線の利用者が駒ヶ嶺線利用者のほぼ倍となっている。

停留所別の利用者数では、渡辺病院、新地駅などの利用者が多い停留所に比べ、年間を通して乗降客0人の停留所もあり、停留所によりかなりばらつきがある状況である。

### 【新地町コミュニティバス（しんちゃんバス）の課題】

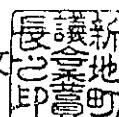
しんちゃんバスの課題については、何と言っても利用者が少ない事にある。経費的に見ても、1年間の利用者収入は32.7万円に対し、バス運行業者に対する業務委託料は3,380万円にものぼる。そういう事を鑑みれば、大幅な運行内容の見直しが必要になると思われるが、運行事業者との契約締結が今年4月1日に行われており、契約期間内の大幅な見直しは難しい。しかし、停留所の場所や時刻の変更など軽微な見直しは可能な事から、来年4月に新たな契約を結ぶまでの間は、軽微な見直しなどを行いながら、HPや広報しんち、または観光ガイドブックなどで町内外へしんちゃんバスの認知度を高めていき、新年度の契約締結時には利用者増加につながるような大幅な見直しを検討されたい。



令和7年9月3日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

産業厚生常任委員会委員長 寺 島 博 文



### 所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

#### 記

##### 1 調査月日及び調査事項

8月12日 ○農業の現状と振興について

##### 2 調査経過

町長、副町長、産業振興課長及び関係職員の出席を求め、各調査事項の資料提出及び説明を受け審査を行った。

##### 3 調査結果

令和6年度主食用米について、生産数量（面積）目安413ヘクタールに対して415ヘクタールであった。水稻作付面積（651.6ヘクタール）の約64%である。令和6年度5ヘクタール以上の農家数（経営体）は21戸で、令和5年度20戸に対し1戸増えている。

一方、全体の農家数（経営体）平成28年度は、301戸であったが、令和5年度は191戸、令和6年度は176戸となり、更に減少した。

新地町の農業法人2社の水稻作付面積は、A社90ヘクタール、B社20ヘクタール弱。法人も含め、5ヘクタール以上の経営体で、令和6年度の作付面積は512.4ヘクタールで、全体（651.6ヘクタール）の78.6%を占める。

遊休農地については、令和2年度から令和6年度にかけて更に増加しており、耕地面積に占める割合は、令和2年度の6.8%から令和6年度には7.6%、面積としては、令和2年度88.8ヘクタールから令和6年度97.6ヘクタールに増加した。特に田んぼの遊休農地が増加している。

新地町農業委員会では、毎年7月から10月にかけて農業委員が遊休農地の把握等のため、パトロール調査を実施している。

## ○農業関係の補助について

鳥獣被害対策事業として、電気柵等購入費補助をおこなっている。このほか、新規就農者育成支援や営農再開支援事業、産地生産力強化総合支援事業の他、環境保全型農業直接支払交付金事業、肥料価格高騰対策支援などの補助をしている。

## ○農業政策の方向性について

大規模化・法人化だけでなく、兼業農家や小規模農家も含めた支援を進められたい。農業振興や地産地消の推進のため、農家との定期的な意見交換を継続して行い、直接現場の声を聞くなど現状を把握した上で、農業政策を図られたい。

生産者と地権者をつなぐマッチング及び、地域計画や農振の見直しなどで、町が主体的かつ積極的に取り組まれたい。

地球温暖化が進行する中で、新地町の農業を持続可能なものとする為、生産農家への所得保証・価格保証などを含め、地域課題解決の支援を、国や県と連携し取り組まれたい。

令和7年9月19日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

決算審査特別委員会委員長 寺 島 博 文



令和6年度新地町一般会計及び特別会計並びに事業会計  
歳入歳出決算審査報告書

- 議案第41号 令和6年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第42号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第43号 令和6年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第44号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第45号 令和6年度新地町下水道事業会計決算認定について

本特別委員会に付託された上記の議案は、審査した結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

■ 審査意見

- 1 令和6年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

◎歳入について

歳入決算額は66億1,426万2千円で、前年度より6億6,119万8千円の減となった。主な内容は、震災復興特別交付税が3億448万3千円減少した。その他、国庫支出金が1億1,316万4千円の減、県支出金が1億6,772万円の減となった。

町税は、23億7,845万5千円で、前年度より1億9,969万円の増、その内、町民税が5,051万5千円減少し、固定資産税は、2億5,015万6千円増加となった。一層の課税客体の把握と財源確保に努められた。

◎歳出について

歳出決算額は62億6,873万8千円で、前年度より3億1,328万5千円の減となった。性質別の状況は、義務的経費が22億9,785万7千円、投資的経費が9億1,693万4千円、物件費や補助費などの他の経費が30億5,394万7千円となった。

- (1) 新地町コミュニティバス運行の見直しを図られたい。
- (2) 商業施設の誘致に全力で取り組まれたい。
- (3) 職員の採用を積極的に進められたい。
- (4) 職員の健康管理と適正な人的配置に努められたい。
- (5) 農業振興政策の展開に万全を期されたい。
- (6) 主要道路の安全対策及び環境整備を積極的に進められたい。
- (7) 河川・道路愛護作業の労力軽減策を進められたい。
- (8) 更なる学力向上に努めるとともに、ＩＣＴ教育環境の一層の充実を図られたい。

- 2 令和 6 年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - ・町民の健康増進による医療費の抑制を図られたい。
- 3 令和 6 年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - ・包括支援事業の効果的な運用により、安心できる地域づくりを図られたい。
- 4 令和 6 年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - ・特に意見を付す事項がない。
- 5 令和 6 年度新地町下水道事業会計決算認定について
  - ・適正な維持管理に努められたい。

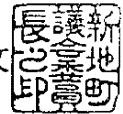
以 上



令和 7 年 8 月 15 日

新地町議會議長 遠 藤 満 様

産業厚生常任委員会委員長 寺 島 博 文



令和 7 年度産業厚生常任委員会行政視察研修について（報告）

のことについて、別紙のとおり報告します。

## 令和7年産業厚生常任委員会行政視察研修報告書

1. 観察研修日程 令和7年7月22日（火）～24日（木）

2. 観察研修内容及び研修地

（1）岐阜県美濃市

遊休農地解消に向けた取組について

（2）岐阜県加茂郡坂祝町

子育て支援拠点施設「バンビーニ」について

子育て支援施策について

3. 行政視察参加者 7名（議員6名、随行職員1名）

産業厚生常任委員会 委員長 寺島 博文

副委員長 井上 和文

委員 水戸 洋一

委員 菊地 正文

委員 吉田 博

委員 牛坂 穀志

随行 保健福祉課 課長 佐藤 茂文

## 1. 岐阜県美濃市

### (1) 町の概要について

美濃市は、人口が18,771人（令和7年5月末現在）で、岐阜県の中心部にあり総面積は117.01km<sup>2</sup>で、その約80%が山林である。1300年の伝統を誇る「美濃和紙」の産地であり、「うだつのあがる街並み」として知られる市街地は、1999年に国の重要伝統的建築物群保存地区として選定され歴史的風致の街であり、年間を通じて多くの観光客が訪れている。

また、東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点として、市の玄関口である美濃インター周辺は、区画整理事業や大型店舗の進出で変わりつつある。

### (2) 遊休農地解消に向けた取組について

#### ① 美濃市の農業の現状

市の全面積の80%が山林で農地面積は498ヘクタール(4%)、うち農振農用地225ヘクタール(2%)で専業農家は少なく、兼業農家・自家消費農家が多い。そのうえ高齢化も進んでおり、農地拡大を検討している担い手もなく、特定の産地作物もなく、広大な平野があるわけではないので非効率的な農業しかできず耕作放棄地が増えているのが現状である。

#### ② 美濃市の耕作放棄地をなくすための施策

ア. 「農地の現状」「耕作状況」を調査・整理することで農業振興地域整備計画を見直し、農用地の選別を行った。同時に「地権者の意向」をヒアリングし、農地・農業の将来像・方針を作成。

イ. 外部からの担い手のため「地域」と「地権者」の間に市が入り、地域の担い手が農業のみに集中できるよう「利用調整」を行う。併せて、「事務作業（契約・補助金活用）のサポート」を市が能動的に行う。また、事業内容が載った「新聞記事」を活用し事業をPRすることで、他の地域に「信頼感を得る」と同時に「認知度向上」を実現する。

ウ. 「地域の細かい意向」（各地域の暗黙のルールを含む）を事前に把握したうえで「地域計画」の「協議の場」において論点（外部からの

担い手呼び込み・マッチング)を明確にし、協議をする。「知らない」「聞いてない」をなくし地域の人の「安心感」を得る。

### ③ 課題

　市内の遊休農地は概ね解消されているが、市内の法人・個人で営農拡大の意向を示している担い手は少なく、集落に介在する小規模農地の遊休農地化が進んでいること。

### (3) 研修所見

　美濃市の一番の特徴は、遊休農地解消に向けて、外部から担い手として、農業法人を呼び込む施策を講じた事、そして徹底的に農地と非農地の仕分けを行い対象となる遊休農地を絞ったことがある。

　地域事情に精通していない外部からの担い手に対して、美濃市が直接「地域」と「地権者」の窓口になり、本来担い手がやるべき事を負担軽減のために、契約書の作成や農業委員と共に地権者に説明（農地バンク制度など）を行い、契約締結に結び付けた。

　新地町も高齢化、担い手不足のため、遊休農地が拡大しており、喫緊の課題となっている。遊休農地解消に向けて、美濃市同様、農地と非農地の仕分けを行い、担い手ファーストの姿勢で取り組む事が重要である。

　特に行政の積極的なサポート体制は、新地町も見習うべきである。いずれにしても、遊休農地解消に向けて、行政と地域が一体となって取り組まれたい。

## 岐阜県加茂郡坂祝町

### (1) 町の概要について

坂祝町は人口が8,234人(令和7年6月末現在)で、加茂郡の西南、岐阜県の中南部に位置し、東と北は美濃加茂市に、西は関市及び各務原市に、南は木曽川を挟んで可児市及び愛知県犬山市に接する面積12.87km<sup>2</sup>の町である。第7次総合計画(令和3年3月)で、人口減少対策に特化した取組として「戦略プロジェクト」を4つ掲げており、「子育てしやすい環境を整える」を1番目にまちづくりを進めている。

### (2) 子育て支援拠点施設「バンビーニ」について

#### ① 子育て支援拠点施設建設の経緯

従来「坂祝町コミュニティセンター」を中心に子育て支援事業を行っていたが、手狭で他の公共施設を借りて事業を行っていた。平成20年代に入り施設の老朽化もあり同敷地に建設を計画する。

平成29年度：子育て環境整備用地測量・及び造成基本計画  
基本設計業務委託

平成30年度：子育て支援拠点施設基本計画業務

令和元年度

～2年度：子育て支援拠点整備用地造成測量調査設計業務  
子育て支援拠点施設設計業務

令和3年度

～4年度：子育て支援拠点施設建設工事  
子育て支援拠点施設周辺整備工事

令和4年9月：完成

子育て支援拠点施設バンビーニ(鉄骨1階 面積：1,055.8m<sup>2</sup>)  
建設費用(R2～R4)

造成設計 20,148千円

建物設計 15,704千円

工事管理 4,943千円

工事費 434,911千円

計 475,706千円

(うち補助金 17,365千円)

## ② 子育て支援施策について

### ア. 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場 アンブレラ）（H20 頃～）

乳幼児又は幼児及びその保護者が総合的な交流を行う場所。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

- ・0歳から就園前のお子さんと保護者、妊婦、町外の方も利用可
- ・読み聞かせ
- ・サロン（季節のあそびや制作）
- ・子育ての保護者を対象としたワークショップ
- ・子育て講座
- ・マルシェ（ママ作家サークルを中心）
- ・託児ボランティア

#### 令和5年度実績

開館日 239日、3,263組、7,053人  
1日平均 13.7組、29.5人

### イ. 乳幼児期家庭教育学級推進事業（H24 頃～）

乳幼児期家庭教育学級を通じて、子育てを行う家庭力の向上を図る。

- ・10回／年（ペペ学級は4回）
- ・親子クッキング、町内の園を体験、中学生との命の触れ合い学級
- ・委員会・班会があり自分たちで学級を運営（話し合い・交流の深化）
- ・家庭教育の乳幼児期版（一般的な家庭教育から分離）

#### 令和6年度入級状況

- |            |     |
|------------|-----|
| ・2歳児学級     | 26人 |
| ・1歳児学級     | 10人 |
| ・0歳児学級     | 22人 |
| ・ペペ学級（新生児） | 14人 |

### ウ. 親子療育通園事業（つくんこ教室）（S56 頃～）

心身の発達に何らかのつまずきや、困り感を持つ乳幼児や幼児、児童に対し支援を行うとともに、家庭（親）への子育ての支援を行う。

- ・個別の支援計画を基に活動
- ・町内の幼児・児童のみ
- ・個別指導、個別訓練、集団遊び、夏季指導など様々な行事

## 令和6年度通級状況

・就学前	25人
	週2回（個別指導1回、グループ指導1回）
・小学生	20人
	週1回（グループ指導）

### ③ 成果と課題

ア. イ. については、施設が新しくなって1か所で事業ができるようになり町外も含め利用者が増加し、親同士の交流やリフレッシュにつながる場の提供できる回数が増える一方、ほとんどが保育園や幼稚園に入る前の親子の利用がほとんどであり、産後1年で仕事に復帰する母親が増えしていくなかで、地域での子育ての場の提供や支援の充実をどのように進めるかと、現在は町内外の方が利用しているので、町内の方が優先で使える仕組みづくりが課題である。

ウ. については、施設が充実したことで通級児が落ち着いた環境で過ごせること、教室が「アンブレラ」の隣なので敷居が低くなり相談が増えた。課題としては言葉がゆっくりな子や関わりが上手くない子が増加しており支援が必要な子の見極めが難しくなっている。また、就労している保護者が増え、通級する時間の調整が難しいこと。

### (3) 研修所見

坂祝町は、町長を筆頭に子育て支援に重点を置き取り組んでいる。こども課の組織の中に、子育て支援係（子育て支援拠点施設バンビーニ）があり、民間施設との連携、発達障害児への対応など、職員が保護者と一緒に活動し、温かい環境を大切にしている。

また、町内には産婦人科はないが隣の美濃加茂市など近隣に産婦人科があり、子どもを産み育てやすい環境にある事などが、こども人口維持の大きな要因と思われる。新地町も、児童館を発展させた子育て支援施設の新設に向けて研究、検討されたい。少子化に歯止めをかける意味で、子育て支援により一層の力を注がれたい。